

芦別市地域防災計画

資料編

令和6年3月

芦別市防災会議

[目 次]

資料編

資料編	1
〔防災組織〕	1
○ 資料1 関係機関等の連絡先	1
○ 資料2 災害応急対策地区別協力団体	5
○ 資料3 林野火災自衛組織	6
○ 資料4 災害対策本部掲示板	7
○ 資料5 腕章	7
○ 資料6 標旗	7
〔消防〕	8
○ 資料7 消防協力団体一覧	8
○ 資料8 消防車及び小型動力ポンプ現勢一覧	9
○ 資料9 救助用資機材及び山火事用資機材	9
○ 資料10 防火対象	10
〔災害履歴・震度階級等〕	15
○ 資料11 過去の災害記録	15
○ 資料12 気象庁震度階級関連解説表	30
〔災害危険箇所〕	34
○ 資料13 土石流危険渓流	34
○ 資料14 急傾斜地崩壊危険箇所	39
○ 資料15 地すべり危険区域	42
○ 資料16-1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図	43
○ 資料16-2 山地災害危険地区	58
○ 資料16-3 水防区域	63
○ 資料17 各所管別除雪計画路線	64
〔物資・資機材〕	65
○ 資料18 林野火災空中消火用資機材・散布用薬剤所有機関	65
○ 資料19 災害用備蓄物資等一覧	66
○ 資料20 物資等調達先一覧	68
〔避難所等〕	70
○ 資料21 避難所等	70
〔通信・輸送〕	74
○ 資料22 ヘリコプター発着可能地点	74
○ 資料23 市有車両	75
○ 資料24 市有車両以外の車両調達先	76
○ 資料25 車両用燃料の主な調達先	76
○ 資料26-1 緊急通行車両確認証明書	76
○ 資料26-2 規制除外車両確認証明書	77
○ 資料27 緊急通行車両標章	77
○ 資料28 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	78

〔 応急・復旧 〕	79
○ 資料 2 9 被害状況判定基準.....	79
○ 資料 3 0 芦別市指定給水装置工事事業者.....	82
○ 資料 3 1 管路施設調査事業者.....	83
○ 資料 3 2 下水道排水設備指定工事店.....	83
〔 条例・協定等 〕	84
○ 資料 3 3 芦別市防災会議条例.....	84
○ 資料 3 4 芦別市災害対策本部条例.....	86
○ 資料 3 5 北海道広域消防相互応援協定.....	87
○ 資料 3 6 北海道消防防災ヘリコプター応援協定.....	90
○ 資料 3 7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定.....	92
○ 資料 3 8 災害時等における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書.....	95
○ 資料 3 9 災害協定締結一覧.....	97
〔 様式 〕	100
○ 様式 1 動員可能者数調書	100
○ 様式 2 予報、警報、情報受理票.....	101
○ 様式 3 - 1 災害情報報告票.....	102
○ 様式 3 - 2 指示処理事項報告書.....	103
○ 様式 4 災害情報	104
○ 様式 5 被害状況報告(速報 中間 最終)	106
○ 様式 6 - 1 避難所収容台帳.....	108
○ 様式 6 - 2 避難者名簿	109
○ 様式 6 - 3 避難者名簿一覧.....	110
○ 様式 7 避難所用物品受払簿.....	112
○ 様式 8 避難所設置及び収容状況.....	113
○ 様式 9 炊き出し給与状況	113
○ 様式 1 0 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票.....	114
○ 様式 1 1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書.....	116
○ 様式 1 2 救急患者の緊急搬送情報伝達票.....	117
○ 様式 1 3 自衛隊災害派遣要請書.....	118
○ 様式 1 4 衛隊災害派遣撤収要請書.....	118
○ 様式 1 5 病院・診療所医療実施状況.....	119
○ 様式 1 6 助産台帳	119
○ 様式 1 7 物資受払簿	120
○ 様式 1 8 物資給与・貸与受領簿.....	121

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料 1 関係機関等の連絡先

1 芦別市（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
芦別市役所	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
滝川地区広域消防事務組合芦別消防署	芦別市本町42番地1	0124-22-3106
芦別市教育委員会	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
芦別市総合体育館	芦別市上芦別町6番地	0124-24-2525
芦別市総合福祉センター	芦別市北1条東1丁目8番地5	0124-22-8860
芦別市車両センター	芦別市本町43番地	0124-22-9772
芦別市保健福祉施設すばる	芦別市本町14番地	0124-22-1816
芦別市学校給食センター	芦別市本町43番地	0124-22-4418
芦別市立図書館	芦別市本町17番地8	0124-22-2204
芦別市星の降る里百年記念館	芦別市北4条東1丁目1番地	0124-24-2121
市立芦別病院	芦別市本町14番地	0124-22-2701

2 保育所・幼稚園等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
つばさ保育園	芦別市本町28番地	0124-24-2777
芦別みどり幼稚園	芦別市南1条東1丁目8番地9	0124-22-3426
芦別みどり幼稚園附属保育園リリー	芦別市南1条東1丁目8番地2	0124-27-9288

3 学校（小中学校・高等学校・大学）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
芦別小学校	芦別市北2条東1-1	0124-22-2573
上芦別小学校	芦別市上芦別町79	0124-22-4021
芦別中学校	芦別市北6条東1-7	0124-24-2111
芦別高校	芦別市本町40	0124-22-2645
北日本自動車大学校	芦別市上芦別町118-132	0124-22-3811
星槎国際高校スクーリングセンター	芦別市緑泉町5-12	0124-25-5001
星槎国際高校	芦別市北7条西5丁目2番地1	0124-24-6101
星槎大学	芦別市緑泉町5-14	0124-24-3830

4 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局地域創生部危機対策室	岩見沢市 8 条西 5 丁目 1-3	0126-20-2033
教育庁空知教育局	岩見沢市 8 条西 5 丁目 1-3	0126-20-0130
空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	滝川市流通団地 3 丁目 1 番 5 号	0125-22-3434
空知総合振興局 保健環境部 滝川地域保健室	滝川市緑町 2 丁目 3 番 31 号	0125-24-6201
空知農業改良普及センター 中空知支所	新十津川町花月 238 番地 8	0125-74-2281
空知家畜保健衛生所	岩見沢市岡山町 12 番地 37	0126-22-4212
空知総合振興局 森林室	岩見沢市北 2 条西 12 丁目 1-7	0126-22-1155

5 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道札幌方面 芦別警察署	芦別市南 1 条東 2 丁目 12	0124-22-0110
署在地交番	芦別市南 1 条東 2 丁目 12 (芦別警察署内)	0124-22-0110
上芦別駐在所	芦別市上芦別町 157 番地 69	0124-22-4328
野花南駐在所	芦別市野花南町 982 番地 1	0124-27-3044
頼城駐在所	芦別市頼城町 4 番地 36	0124-25-5042
溪水町駐在所	芦別市北 7 条西 3 丁目 2 番地	0124-22-3367

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊滝川駐屯地第10即応機動連隊	滝川市泉町 236 番地	0125-22-2141

7 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道森林管理局空知森林管理署	岩見沢市 3 条東 17 丁目 34 番地	0126-22-1940
北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3-15 号	0166-30-9300
札幌開発建設部滝川道路事務所	滝川市新町 2 丁目 1 番 31 号	0125-22-4147
札幌開発建設部桂沢ダム管理支所	三笠市桂沢	01267-6-8272
札幌開発建設部空知川河川事務所	芦別市滝里町 683 番地	0124-24-4111
札幌開発建設部滝里ダム管理支所	芦別市滝里町 683 番地	0124-24-4111
滝川公共職業安定所	滝川市緑町 2 丁目 5 番地 1	0125-22-3146
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地	011-611-6124

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旅客鉄道(株) 岩見沢保線所滝川保線管理室	滝川市有明町 1-1-5	0125-23-0055
日本郵便(株) 芦別郵便局	芦別市北 1 条東 1 丁目 10 番地 5	0125-22-2981
東日本電信電話(株) 北海道事業部	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番 4 号	011-212-4466
北海道電力(株) 旭川水力センター	芦別市常磐町 494 番地	0124-22-3211
北海道電力ネットワーク(株) 滝川ネットワークセンター	滝川市西町 1 丁目 2 番 3 号	0125-24-7166
日本赤十字社 北海道支部 空知分区	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0105
日本放送協会 札幌放送局	北海道札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 1-5	011-232-4001

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
社団法人芦別市医師会	芦別市北 1 条西 1 丁目 5 番地 4	0124-23-0973
芦別市土地改良区	芦別市北 4 条西 1 丁目 1 番地 6	0124-23-1386

10 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
芦別商工会議所	芦別市南 1 条東 1 丁目 10 番地 6	0124-22-3444
たきかわ農業協同組合 芦別支店	芦別市北 4 条西 1 丁目 1 番地 6	0124-23-1111
なかそらち森林組合	芦別市本町 17-10	0124-22-3270
芦別市町内会連合会	事務局：社会福祉協議会	0124-22-2194
芦別市社会福祉協議会	芦別市北 1 条東 1 丁目 8 番地	0124-22-2194
芦別市男女共同参画推進協議会	芦別市旭町 5 3 番地 1 6	0124-23-2880
芦別市民生委員児童委員推進協議会	事務局：社会福祉協議会	0124-22-2194

11 近隣市町村（空知総合振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
夕張市	夕張市本町 4 丁目 2	0123-52-3131
岩見沢市	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号	0126-23-4111
美唄市	美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号	0126-62-3131
芦別市	芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地	0124-22-2111
赤平市	赤平市泉町 4 丁目 1 番地	0125-32-2211
三笠市	三笠市幸町 2 番地	01267-2-3181
滝川市	滝川市大町 1-2-15	0125-23-1234
砂川市	砂川市西 6 条北 3 丁目 1-1	0125-54-2121
歌志内市	歌志内市字本町 5 番地	0125-42-3211
深川市	深川市 2 条 17 番 17 号	0164-26-2228

南幌町	南幌町栄町3丁目2番1号	011-378-2121
奈井江町	奈井江町字奈井江11番地	0125-65-2111
上砂川町	上砂川町中央北1条5丁目1-7	0125-62-2011
由仁町	由仁町新光200番地	0123-83-2111
長沼町	長沼町中央北1丁目1番1号	0123-88-2111
栗山町	栗山町松風3丁目252番地	0123-72-1111
月形町	月形町1219番地	0126-53-2321
浦臼町	浦臼町字ウラウスナイ183-15	0125-68-2111
新十津川町	新十津川町字中央301番地1	0125-76-2131
妹背牛町	妹背牛町字妹背牛5200	0164-32-2411
秩父別町	秩父別町4101番地	0164-33-2111
雨竜町	雨竜町字フシコウリウ104	0125-77-2211
北竜町	北竜町字和11番地の1	0164-34-2111
沼田町	沼田町南1条3丁目6番53	0164-35-2111

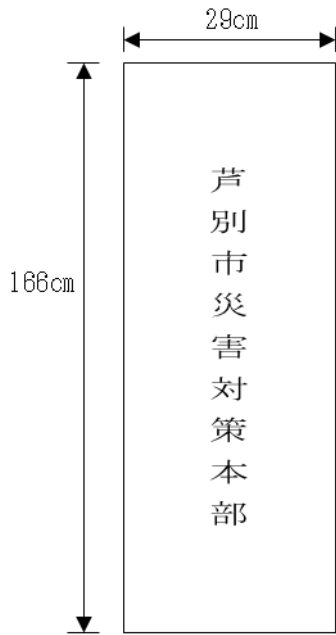
○ 資料2 災害応急対策地区別協力団体

地区別	団体名
本町	緑町町内会 幸町町内会 中央町内会 栄町町内会 西宮元町町内会 東宮元町町内会 あかつき町町内会 溪水町町内会 中央団地町内会 三角山町内会 中央農事連絡協議会 身体障害者福祉協会ボランティア 精神保健福祉ボランティア「ザ・F」
旭	旭町内会 旭農事連絡協議会
常磐町	常磐町町内会 常福農事連絡協議会 婦人ボランティアあすなる会
福住町	福住町町内会 常福農事連絡協議会
黄金町	黄金町町内会 黄金農事連絡協議会
新城町	新城町町内会 新城農事連絡協議会
上芦別町	上芦別町市街町内会 上芦別町第4町内会 上芦別町第5町内会 上芦別町第7町内会 上芦別啓成町内会 三菱町内会 明治町内会 桜町町内会 ひぐらし町内会 啓南橋町内会
野花南町	野花南町町内会 野花南農事連絡協議会
西芦別町	西芦別1区町内会 西芦別2区町内会 西芦別3区町内会 西芦別町中央町内会
東頼城町	東頼城町内会
頼城町	頼城東町町内会 頼城仲町連合町内会
青木沢	青木沢町内会
川岸	川岸町内会
旭町油谷	旭町油谷町内会
市全域	芦別市無線赤十字奉仕団

○ 資料3 林野火災自衛組織

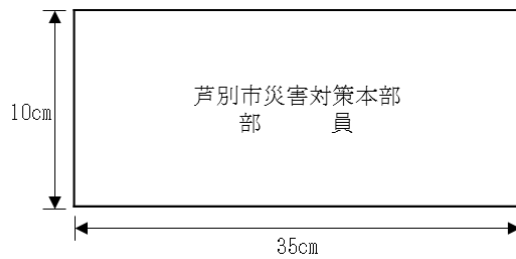
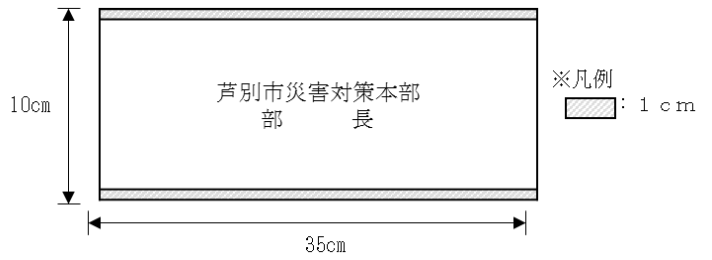
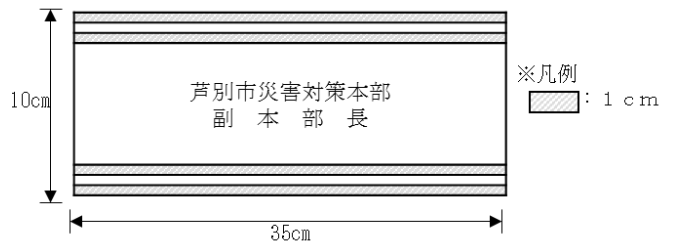
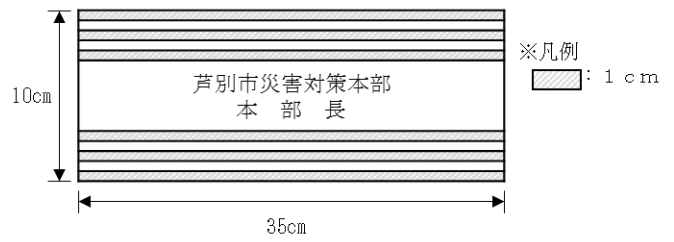
区分	団体名	代表者の職名	電話番号	区域
森林事務所	空知森林管理署	署長	0126-22-1940	国有林一円
森林室	空知総合振興局森林室	室長	0126-22-1155	道有林区域一円
芦別市	芦別市役所	市長 (農林課)	0124-27-7378	芦別市有林区域一円

○ 資料4 災害対策本部揭示板

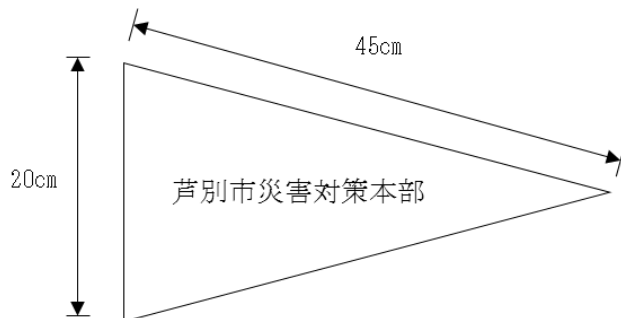


○ 資料5 腕章

○ 資料5 腕章

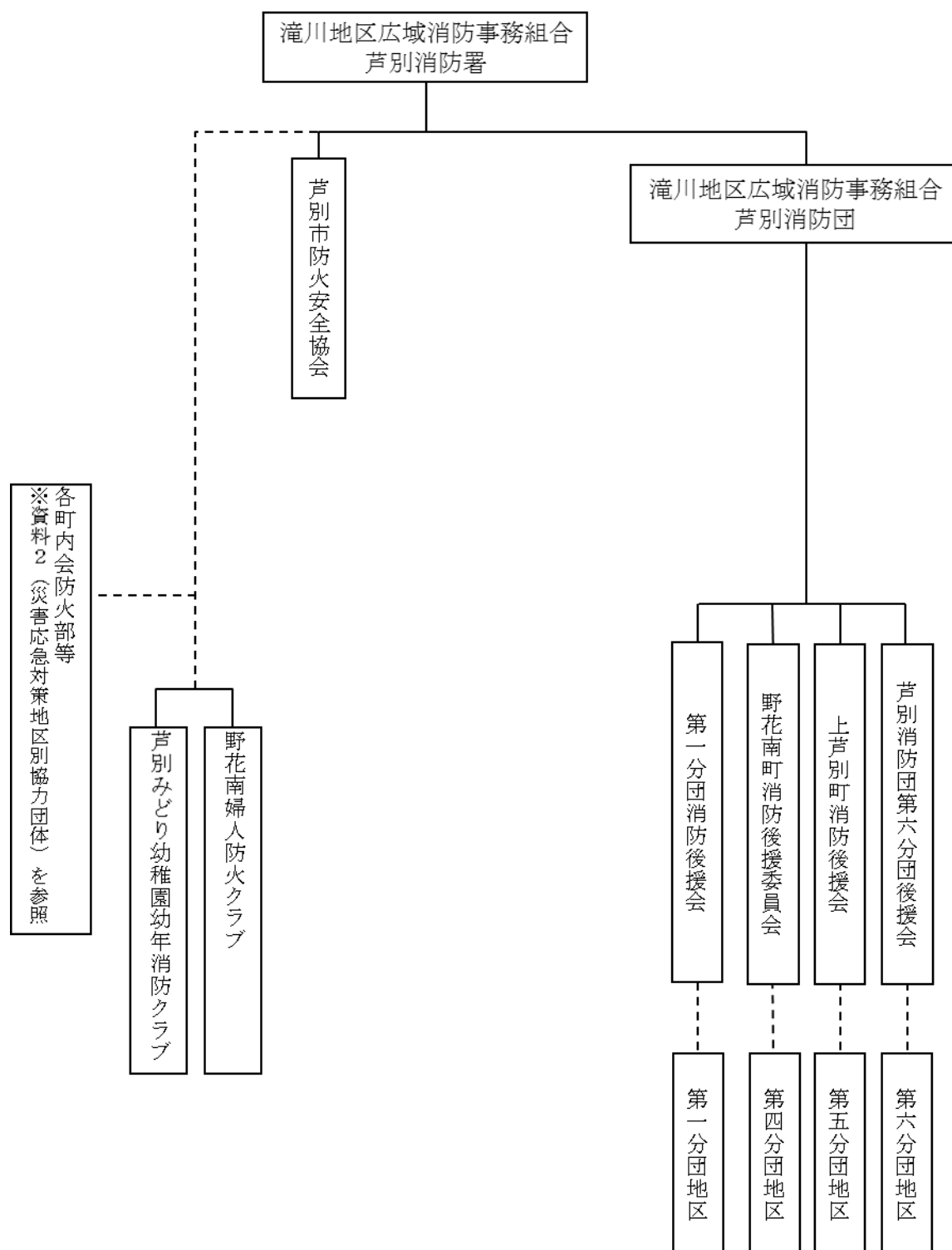


○ 資料6 標旗



[消 防]

○ 資料7 消防協力団体一覧



○ 資料 8 消防車及び小型動力ポンプ現勢一覧

所属	区分	普通消防ポンプ自動車 (B-1 以上) (台)	水槽付消防ポンプ自動車 (B-1 以上) (台)	指令車 (台)	救急車 (台)	救助工作車 (台)	小型動力ポンプ付積載車 (台)	広報車 (台)	小型動力ポンプ付水槽車 (台)
滝川地区広域消防事務組合 芦別消防署			2	1	2	1		1	1
滝川地区広域消防事務組合 芦別消防団 第一分団		1	1				1		
〃 第二分団		1					1		
〃 第三分団		1					1		
〃 第四分団		1					1		
〃 第五分団		1					1		
〃 第六分団		2					2		
計		7	3	1	2	1	7	1	1

○ 資料 9 救助用資機材及び山火事用資機材

1 救助用資機材

【救助用資機材】			
区 分	数 量	区 分	数 量
クイックベント(チェーンソー)	1	酸素溶断機	1
パワーカッター(エンジンカッター)	1	マンホール救助器具一式	1
可燃性ガス検知器	1	レスキューブロッカー式	1
発電器	1	救命索発射銃	1
投光器	1	救助マット	1
熱画像赤外線カメラ	1	サバイバースリング	1
非接触温度計	1	トランジスターメガホン	1
空気呼吸器	10	トランシーバー	5
空気呼吸器用ボンベ	15	バックボード	1
送排風機	1	平担架	1
チルホール (可搬ウインチ)	1	バスケットストレッチャー	1
耐電衣 (上下)	2	工具類一式	1
耐電手袋	4	救助用ロープ (30m・50m)	6
耐電長靴	2	カラビナ	70
携帯用削岩機	1	応急処置用セット(救命箱)	1
ハンマードリル	1	万能斧	2
スパカッター(空気丸鋸)	1	鉄線カッター	1
タイガーエアソー (空気鋸)	1	ハンマー	1
空気ジャッキ	4	滑車	5
充電式油圧救助器具一式	1	ワイヤーロープ	6
ハンドポンプ (油圧救助器具用)	1	繊維スリング	4
エンジンポンプ (油圧救助器具用)	1	小網	9
ラムシリンダー (油圧ジャッキ)	1	三連梯子	1
油圧切断機 (ライトカッター)	1	単一式梯子	1
大型油圧切断機 (大型カッター)	1	折畳み梯子	1
大型油圧スプレッダ	1	検索用ロープ	2
ゴージャック(車両移動器具)	4	シートハーネス (安全帯)	5
ストライカー (携帯用コンクリート破壊器具)	1	ゾンデ棒	5
【山火事用資機材】			
区 分	数 量		
ささ刈がま	134		

○ 資料 10 防火対象

1 延べ面積 1,000 ㎡以上の防火対象物の指定（学校を除く。）

【本町地区】（旭町を含む。）

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
たきかわ農業協同組合芦別支店 47 号倉庫	本町 1039	23-1111	滝川 0125-22-3401
〃 低温倉庫 (41 号)	〃	〃	
〃 低温農業倉庫 (48 号)	〃	〃	
〃 集荷施設	北 7 条西 4 - 4	22-2605	
〃 資材倉庫	北 4 条西 1 - 1	23-1111	
たきかわ農業協同組合芦別支店	〃	〃	
ネバーランド芦別店	北 6 条西 2 - 10	22-5500	
芦別市役所	北 1 条東 1 - 3	22-2111	
滝川地区広域消防事務組合芦別消防署	本町 42-1	22-3106	
芦別郵便局	北 1 条東 1 - 10	22-2981	
芦別市健民センター(スターライトホテル含む)	旭町油谷 1	23-1155	
芦別市子どもセンター	本町 28	24-2777	
DCMニコット芦別店	北 4 条東 1 - 8	22-3722	
ノアズアーク	本町 1065	22-2018	
芦別市保健福祉施設すばる	本町 14	22-1816	
ケアハウスあしべつ	本町 1065	24-6600	
あけぼの団地 5 号棟	北 6 条西 4 - 6	27-7381	芦別市役所
あけぼの団地 6 号棟	北 6 条西 4 - 4	〃	〃
あけぼの団地 7 号棟	北 6 条西 4 - 6	〃	〃
あけぼの団地 8 号棟	北 6 条西 4 - 7	〃	〃
あけぼの団地 9 号棟	〃	〃	〃
緑ヶ丘団地 (1・2・3 号棟)	本町 40	〃	〃
平成 5 年度公営住宅 (ひばり団地)	本町 197	27-7381	〃
平成 3 年度公営住宅 No 1 (ひばり団地)	〃	〃	〃
平成 3 年度公営住宅 No 2 (ひばり団地)	〃	〃	〃
平成 3 年度公営住宅 No 3 (ひばり団地)	〃	〃	〃
道営住宅芦別ふれあい団地	本町 1065	〃	
道営住宅であえーる緑幸団地	南 2 条東 2 - 5	〃	
マックスバリュ芦別店	北 4 条西 1 - 3	23-1311	
市立芦別病院	本町 14	22-2701	
野口病院	北 2 条西 1 - 7	22-2032	
平和診療所	北 2 条西 1 - 2	22-2685	
中野記念病院	旭町 48	22-2196	
芦別慈恵園	旭町 28	22-2566	
(株) ソラチ B 棟	北 7 条西 4 - 4	22-2108	
空知交通整備工場	6 条西 1 - 6	22-2151	
芦月堂(株)	南 2 条東 2 - 10	22-2677	
芦別市車両センター	本町 43	22-9772	
中央バス (株) 車庫	北 5 条東 1 - 10	22-2209	
芦別卸売市場 (株)	北 7 条西 4 - 4	22-2521	
芦別市立図書館	本町 17	22-2204	

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
芦別市勤労者体育センター	北4条西2-3	23-1130	
星の降る里百年記念館	北4条東1-1	24-2121	
芦別警察署	南1条東2-12	22-0110	
天徳館本館・五重塔・三十三間堂	旭町2	24-2000	
北海道天徳大観音	旭町31	23-1121	
芦別市観光物産センター	北4条東1-1	23-1437	
芦別市民会館・芦別青年センター	北1条東2-4	22-3110	
芦別市総合福祉センター	北1条東1-8	22-8860	
オリオン都ビル	北1条西1-10	22-3180	
ホテルアシントン	北1条西1-1	22-0635	
ラルズプラザ芦別店	北1条東1-5	22-0155	
ル・マルシェ	北1条西1-5	23-1711	
ツルハドラッグ芦別店	北4条東1-9	24-6200	
N T T 芦別ビル	南1条東1-8	23-1233	東日本電信電話(株) 011-212-4850
星槎国際高校	北7条西5-2	24-6101	
イエローグローブ芦別店	本町43-1	23-3211	

【上芦別地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
パーラーハビン芦別店	上芦別町 38	22-5555	
日本ソーイング北海道	〃 38	22-4261	
芦別市浄水場	〃 206	22-1772	
芦別スノーステーション車庫	〃 94	0125-22-4147	札幌開発建設部 滝川道路事務所
専門学校 北日本自動車大学校寮	〃 118	22-3811	
北日本精機(株)本社工場	〃 26	22-1250	
〃 第2工場	〃 94	22-9288	
北日本精機(株)第3工場	上芦別町 26	22-2198	
芦別市総合体育館	〃 6	24-2525	
北電(株)野花南発電所	〃 365	22-8706	北電(株)旭川水力センター 0166-35-3107
(株)メムコーポレーション芦別工場	〃 56	27-9255	
北都物産(株)芦別工場	〃 94	22-4511	
大興石材産業(株)	〃 50	22-4089	
北海道電子工業(株)	〃 118	22-3131	
道央ランバー(株)	〃 56	22-5600	
北日本大旺(株)	〃 118	22-1311	
大旺鋼球製造(株)	〃 118	23-0061	
北村商店(株)リース車庫	〃 231	22-8824	
(株)荒木製作所上芦別工場	〃 509	24-2677	
芦別山菜加工企業組合	〃 105	22-8120	

【西芦別地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
北日本精機（株）西芦別工場	西芦別町 81	25-7200	
〃 工機部工場	〃 116	25-5120	
北日本多目的センター	〃 43	25-7633	
（株）船本工業芦別工場	〃 1	25-5643	
小林英一記念美術館	〃 1		北日本精機（株）本社工場 22-1250
にしあしの里	〃 11	25-6006	（株）にしあしの里
にしあしの里写真館	〃	〃	〃

【野花南・滝里地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
滝沢ベニヤ（株）本工場	野花南町 1000	27-3111	
北電（株）滝里発電所	野花南町字落辺	22-3211	北電（株）旭川氷力センター 0166-35-3107
空知川河川事務所	滝里町 683	24-4111	札幌開発建設部
空知川河川事務所 防災施設	〃 288	27-3939	011-611-0192

【頼城地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
西芦別浄水場	頼城町 125	25-5370	

【常磐地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
光明寺	常磐町 558	22-2402	
北電（株）芦別発電所	常磐町 494	22-3211	北電（株）旭川氷力センター 0166-35-3107

【新城・黄金地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
愛和福祉会大地	新城町 889	28-2111	
末永養鶏場	黄金町 77	28-2952	
テラス・ディフラン	〃 731	28-2231	カナディアンワールド公園
横市牧場	〃 766	28-2048	
芦別市芸術文化交流館	〃 185	28-2021	

2 大規模危険物製造所等の指定

【本町地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
【給油取扱所】 (株) 芦別モータース エネオス芦別SS (北村商店) (株) JA たきかわサービスホクレン芦別給油所 林商事(有)出光興産芦別給油所 日伸暖房(有)	南3条東2丁目11 北4条東1丁目4 北5条西1丁目11 北6条西1丁目6 北7条西5丁目4	22-2792 22-2181 22-5535 22-3344 22-1297	
【自家用給油取扱所】 野村コンクリート工業(株) アコンプ	本町 1065 旭町 31-1	22-3138 24-2000	
【一般取扱所】 (指定数量10倍以上) 日伸暖房(有) (株) ドウネン 坪坂商事(有) 出村米穀店	北7条西5丁目4 本町 1093 北2条西2丁目1 北6条西4丁目	22-1297 22-3182 22-2156 22-2056	
【屋外タンク貯蔵所】 (株) サンコー	北3条西3丁目10	22-3287	

【上芦別地区】

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
【給油取扱所】 (株) 北村商店 ENEOS 上芦別給油所 オカモト (株) セルフ芦別	上芦別町 157 上芦別町 38	22-4040 24-2010	
【自家用給油取扱所】 (株) 植田組 (有) 芦別浄化サービス工業 しずえ運輸 (株) 〃 (有) 高松産業	上芦別町 215 上芦別町 94 上芦別町 147 上芦別町 94 上芦別町 16	22-8834 22-4768 23-1119 〃 22-1652	
【一般取扱所】 (指定数量10倍以上) (株) 植田組 (株) 北村商店 (株) 芦別モータース	上芦別町 215 上芦別町 157 上芦別町 20	22-8834 22-4040 22-2792	
【屋外タンク貯蔵所】 (株) 北村商店 北日本大旺 (株) 大旺鋼球製造 (株) 北日本精機 (株) (株) サンコー (株) 芦別モータース	上芦別町 157 上芦別町 118 〃 上芦別町 26 上芦別町 94 上芦別町 22	22-4040 22-1311 23-0061 22-1250 22-3287 22-2792	

3 教育機関

対 象 物 名	所 在 地	電 話	備 考
芦別中学校	北6条東1丁目7	24-2111	
芦別小学校	北2条東1丁目1	22-2573	
上芦別小学校	上芦別町79	22-4021	
北日本自動車大学校	上芦別町118	22-3811	
星槎大学	緑泉町5-14	24-3830	
星槎国際高校	北7条西5丁目2	24-6101	
芦別高校	本町40	22-2645	

〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料 1 1 過去の災害記録

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《明治》			
31. 6. 13～14	霜 害	村 全 域	農作物の被害甚大
31. 9. 6	暴 風 雨	〃	〃 降雨量 157 mm
32. 6. 16	霜 害	〃	〃
32. 8. 8	暴 風 雨	〃	〃
34. 9. 7～9	大 雨	〃	被害状況不明、旭川降雨量 203 mm
35. 7～8	冷 害	〃	被害状況不明、旭川－2℃
36. 6. 14	霜 害	〃	〃
36. 6～7	大 雨	〃	河川の決壊6か所、橋りょう流失1か所
43.	大 火	不 明	被害状況不明、3～4日にわたり延焼
44. 8. 16～17	台 風	村 全 域	農作物、道路、橋りょう等の被害甚大
《大正》			
2. 8. 27～28	台 風 害	村 全 域	農作物、道路、橋りょう等の被害甚大
2. 7～8	冷 害	〃	被害状況不明
3. 1. 17～18	暴 風 雨	〃	〃
5. 5. 7～8	〃	〃	河川はん濫
6. 1. 7～8	〃	〃	電信、電話の障害
6. 10. 1	台 風	〃	被害状況不明
7. 9. 24～25	〃	〃	〃
8. 7	干 害	〃	〃
8. 8. 19	大 雨	〃	空知川はん濫、被害状況不明
9. 8. 23	〃	〃	〃 〃
9. 7. 13	暴 風 雨	〃	被害状況不明
11. 8. 24	台 風	〃	〃 降雨量 160 mm
12. 9. 15	大 雨	〃	空知川はん濫、河川に逆流し、農作物に被害
13. 5. 25	大 火	御 料 林	被害状況不明
13. 6	干 害	村 全 域	田植不能農家続出
15. 5. 6～9	融 雪 洪 水	〃	空知川はん濫、被害状況不明
15. 8	冷 害	〃	5分作
《昭和 1～10》			
3. 4. 11	火 災	本町市街地	146戸焼失
5. 8. 29～30	暴 風 雨	村 全 域	家屋浸水、道路、橋りょうの被害甚大
6. 5. 6～7	融 雪 洪 水	〃	空知川はん濫、開村以来の被害
7. 8	冷 害	〃	4～5分作
10. 8. 27～30	台 風	〃	被害状況不明

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等	
《昭和 11～20》				
12. 7. 19	大	雨	村 全 域	空知川はん濫、被害状況不明
13. 6～8	干	害	〃	水騒ぎ起る
15. 8	冷	害	〃	6～7分作
16. 7	〃	〃	町 全 域	4～5分作
17. 4. 30	山	火	本 町 農 区	本町トンネル上、被害状況不明
18. 9. 11	大	雨	町 全 域	被害状況不明、降雨量 110 mm
19. 9. 18～19	台	風	〃	〃
20. 7	冷	害	〃	〃
《昭和 21～30》				
22. 9. 15	台	風	町 全 域	カスリン台風、被害状況不明
23. 5. 9	山	火	芦別官有林	169 林班
24. 6	干	害	町 全 域	被害状況不明
24. 9. 1	台	風	〃	キテイ台風、被害状況不明
25. 5. 16	山	火	石 尾 沢	被害状況不明
25. 6. 9	火	災	上 芦 別 町	8 棟 13 戸焼失
26. 6. 4	山	火	高 根 町	被害状況不明
26. 8. 31～9. 1	大	雨	町 全 域	空知川はん濫、被害状況不明
27. 5. 13～14	暴	風	〃	被害状況不明
28. 7	冷	害	市 全 域	5～6分作
29. 5. 9～10	暴	風 雨	〃	被害状況不明
29. 7	冷	害	〃	5～6分作
29. 9. 26	台	風	〃	15 号台風、家屋、公共施設、農作物、森林被害
《昭和 31～40》				
31. 5. 16	山	火	本 町 農 区	1, 485ha 焼失
31. 5. 19	〃	〃	新 城 町	7, 920ha 焼失
31. 5. 21	〃	〃	旭 町	1, 485ha 焼失
31. 5. 21	〃	〃	本 町	4, 059ha 焼失
31. 7	冷	害	市 全 域	5～6分作
31. 10. 28	火	災	黄 金 町	三井黄金坑選炭機焼失
33. 7. 23～24	台	風	市 全 域	被害状況不明
34. 8. 18	大	雨	〃	空知川その他各河川はん濫、降雨量 147. 0 mm 被害額 3 億円
35. 7. 12	ガ ス 爆 発	災	福 住 町	平岸炭鉱死者 3 名、重傷者 7 名
36. 6. 8	火	災	本 町	芦別駅前 17 棟焼失、46 世帯
36. 7. 24～26	大	雨	市 全 域	死者 2 名、行方不明 1 名、重傷者 1 名、住家被害 447 戸 467 世帯、農業、土木、林業等の被害甚大、 被害総額 2 億 9, 000 万円、降雨量 196. 0 mm

年月日	種別	地域	被害状況等
《昭和 31～40》			
37. 4. 10	火 災	西 芦 別 町	1 棟 23 世帯被災
37. 7. 15	ガ ス 爆 発	頼 城 町	三井 2 坑 死者 8 名、重傷者 6 名
37. 8. 2～3	台 風	市 全 域	9 号台風（災害救助法適用）、住家被害 238 戸 238 世帯、農業、土木、林業等の被害甚大 被害総額 4 億 9,675 万円、降雨量 150 mm
38. 8. 26～27	大 雨	〃	住家被害 30 戸 157 万円、農業被害 257 万円、土木被害 1,569 万円、一般資産被害 54 万円、 総額 2,055 万円、降雨量 103 mm
39. 6	ひ よ う	滝 里 町	農作物の被害甚大
39. 6～7	冷 害	市 全 域	5～6 分作（市民税減免措置）
39. 8	大 雨	〃	住家被害 10 万円、農業被害 41 万円、土木被害 844 万円、総額 895 万円
39. 10. 20	火 災	西 芦 別 町	15 棟 33 戸 32 世帯、焼失面積 416 m ²
40. 6～7	冷 害	市 全 域	7～8 分作
40. 9. 11	台 風	〃	住家被害 117 戸、182 万円、商工鉱業被害 280 万円、文 教被害 247 万円、その他 26 万円、総額 735 万円
40. 11. 20	火 災	野 花 南 町	ベニヤ工場全焼 1,559 m ²
《昭和 41～50》			
41. 1. 26	火 災	上 芦 別 町	木材工場全焼 1,848 m ²
41. 3. 18	火 災	本 町	〃 618 m ²
41. 6～7	冷 害	市 全 域	6～7 分作
41. 8. 20～21	大 雨	〃	住家被害 1,137 戸 828 万円、農業被害 4,604 万円、 土木被害 22,318 万円、林業被害 3,020 万円、衛生施設被 害 942 万円、商工鉱業被害 4,826 万円、文教被害 1 万円、 総額 36,539 万円、降雨量 153.0 mm 商店街 396 m ² 全焼、6 世帯被災 モールド工場全焼 464 m ²
41. 8. 25	火 災	頼 城 町	頼城中学校 1,552 m ² 全焼
42. 1. 19	〃	上 芦 別 町	三井芦別芦山荘 744 m ² 全焼
42. 2. 25	〃	緑 泉 町	大前製品工場 3,022 m ² 全焼
43. 11. 19	〃	西 芦 別 町	8 分作
44. 5. 25	〃	上 芦 別 町	2 棟全焼、焼死者 1 名
44. 5～10	冷 害	市 全 域	6 分～6.5 分作（市民税減免措置）
46. 4. 27	火 災	頼 城 町	芦別川の増水により、川岸キャンプ場でキャンプ
46. 7～10	冷 害	全 市	中の小中学生緊急避難、人命事故なし
48. 8. 9～10	河 川 増 水	川 岸	キャンプ用品流失 154 千円

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《昭和 41～50》			
48. 8. 17～18	低 気 圧	新 城 町 豊 岡 町 野 花 南 町	台風くずれの低気圧による出水被害 土 木 被 害 7 件 2,975 千円
49. 2. 20	火 災	上 芦 別 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
49. 4. 21	暴 風 雨	市 全 域	暴風雨による被害 非住家被害 3 件 1,123 千円 農 家 被 害 77 件 1,357 千円 計 2,480 千円
49. 6. 24	集 中 豪 雨	新 城 町 黄 金 町 豊 岡 町	集中豪雨による被害 非住家被害 3 件 150 千円 農 業 被 害 36 件 10,122 千円 土 木 被 害 7 件 2,975 千円 計 13,247 千円
49. 12. 2	火 災	本 町	部分焼 焼死者 1 名
50. 6. 19	〃	上 芦 別 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
50. 6. 25	水 道 水 源 汚 損 事 故	頼 城 町 西 芦 別 町	芦別川公害汚損の疑いに伴う給水停止 (三井石炭鉱業(株)芦別工業所専用水道水源汚損事故)
50. 8. 23～24	台 風	市 全 域	自衛隊給水支援 4,500 世帯 13,000 名 台風 6 号による災害 (災害対策本部設置) 避難世帯 14 世帯 52 名一部炊き出し、 降雨量 197.5 mm (時間最大 34.5 mm)、全壊 1 世帯、 半壊 2 世帯、床上 67 世帯、床下 410 世帯 被害 9,930 千円 農業被害 402,935 千円 土木被害 465,400 千円 林業被害 8,450 千円 都市施設被害 16,000 千円 計 902,715 千円
50. 9. 4～ 9	低 気 圧	市 全 域	相次いで通過した低気圧と秋雨前線による大雨被害、降雨量 144.5 mm 床上 2 世帯、床下 20 世帯 被害 310 千円 農業被害 41,279 千円 土木被害 160,000 千円 計 201,589 千円
《昭和 51～60》			
51. 4. 13～14	融 雪 水	市 全 域	融雪水による被害 土 木 被 害 44,093 千円
51. 6～10	冷 害	市 全 域	8.5 分作 (市民税減免措置)

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《昭和 51～60》			
51. 7. 24～25	林 野 火 災	泉	富良野営林署国有林第 2 林班内林野火災 (芦別市泉地区) 国有林 6.0ha 焼失 (自衛隊消火活動支援)
52. 4. 12～18	融 雪	市 全 域	融雪水による災害 土木被害 3 件 15,000 千円
52. 5. 11	坑 内 ガ ス 爆 発	頼 城 町	三井石炭鉱業(株)芦別鉱業所坑内ガス爆発事故 死者 25 名、負傷者 8 名 (三井石炭事故芦別市対策本部設置)
53. 1. 17	火 災	本 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
53. 4. 15～5. 1	融 雪 水	市 全 域	融雪水による被害 土木被害 2 件
54. 4. 4～10	〃	〃	融雪水による被害 土木被害 1 件
55. 5. 3	火 災	上 芦 別 町	旧上芦別中学校管理教室棟 1,157 m ² 全焼 死傷者 1 名 被害額 28,713 千円
55. 12. 25	〃	本 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
56. 8. 4～ 6	8 月 豪 雨	市 全 域	昭和 56 年 8 月 3 日から 6 日にかけての前線と台 風 12 号による北海道の大雨による災害 (災害対 策本部設置) 降雨量 350 mm (時間最大 21.0 mm) 被害額 住家被害 (床上 56 世帯 床下 214 世帯) (避難世帯 97 世帯一部炊き出し) 476 千円 非住家被害 (全壊 2 棟) 550 千円 農業被害 (農地、農作物、農業用施設) 1,020,961 千円 土木被害 (河川、道路、橋りょう) 662,439 千円 林業被害 (治山、林道) 106,500 千円 衛生被害 (水道) 6,662 千円 商工被害 (商業、その他) 65,101 千円 教育関係施設被害 (小・中学校、その他) 2,015 千円 その他の被害 (都市下水路、公園、その他) 31,244 千円 計 1,895,948 千円

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《昭和 51～60》 56. 8. 22～23	台 風 1 5 号	市 全 域	昭和 56 年 8 月 21 日から 24 日にかけての 台風 15 号と前線による大雨による災害 被害額 住家被害（一部破損 12 世帯） 972 千円 非住家被害（全壊 2 棟） 1,300 千円 農業被害（農作物、営農施設） 17,258 千円 商工被害（工業） 6,620 千円 教育関係施設被害（小学校等） 365 千円 その他の被害（公園） 636 千円 計 27,151 千円
56. 11. 28	火 災	本 町	1 棟半焼 焼死者 1 名
57. 4. 3	〃	頼 城 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
57. 4. 13～17	融 雪 水	市 全 域	融雪水による災害 土木被害 12 件 128,500 千円
57. 8. 29～30	低 気 圧	奥 芦 別	8 月 29 日から 30 日にかけての低気圧による大雨 被害 農業被害（農作物） 8,150 千円
57. 9. 7	ひ よ う	野 花 南 町	ひょうによる災害 農業被害（農作物） 1,534 千円
58. 4. 14～20	融 雪 水	市 全 域	融雪水による災害 土木被害 12 件 65,500 千円
58. 6. 9	ひ よ う	〃	ひょうによる災害 農業被害（農作物） 9,551 千円
59. 3. 22	火 災	本 町	1 棟部分焼 焼死者 1 名
59. 10. 31	〃	上 芦 別 町	1 棟半焼 焼死者 1 名
60. 1. 23	〃	本 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
60. 4. 2～ 8	融 雪 水	市 全 域	融雪水による災害 土木被害 5 件 13,750 千円
60. 9. 1	台 風 1 3 号	〃	昭和 60 年 9 月 1 日の台風 13 号による北海道中部 以南の大雨による災害 土木被害 1 件 892 千円
《昭和 61～63》 61. 1. 1	火 災	本 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
61. 3. 23	〃	〃	1 棟半焼 焼死者 1 名
61. 3. 28	〃	上 芦 別 町	1 棟全焼 焼死者 1 名
61. 4. 20～28	融 雪 水	新 城 町	融雪水による災害 土木被害 4 件 55,995 千円
61. 10. 7	火 災	野 花 南 町	1 棟全焼 焼死者 2 名

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《昭和 61～63》			
62. 4. 21～28	融 雪 水	新 城 町	融雪水による災害 土木被害 4件 15,700 千円
62. 8. 31～9. 1	強 風	常 磐 町 市 全 域	強風による被害 住家被害（12世帯） 150 千円 非住家被害（一部破損） 50 千円 公文教被害（小中学校） 5,320 千円 都市施設（街路樹） 160 千円 計 5,680 千円
62. 11. 23	火 災	本 町	1戸半焼 焼死者 1名
63. 4. 11～30	融 雪 水	新 城 町	融雪水による被害 土木被害 3件 11,932 千円
63. 8. 25～26	大 雨	市 全 域	8月24日から27日にかけての前線による大雨の被害 降雨量 138 mm（時間最大雨量 31.0 mm） 被害額 住家被害（床下浸水 5世帯） 0 千円 非住家被害（一部破損） 1,400 千円 農業被害（農地、農作物、農業用施設） 45,483 千円 土木被害（道路、河川） 122,715 千円 林業被害（林道） 600 千円 計 170,198 千円
《平成元～10》			
元. 3. 30～4. 12	融 雪 水	常 磐 町	融雪水による災害 土木被害 7件 31,661 千円
2. 6. 13	大 雨	黄 金 町 豊 岡 町 新 城 町 市 全 域	6月13日の集中豪雨による被害 降雨量 56 mm（時間最大雨量 24.0 mm） 被害額 住家被害（床下浸水 4世帯） 0 千円 非住家被害（床上浸水 2件） 0 千円 農業被害（農地、農作物、農業用施設） 255,382 千円 土木被害（道路、河川） 118,550 千円 観光施設被害 15,468 千円 計 389,400 千円
3. 2. 6	火 災	上 芦 別 町	1棟半焼 焼死者 1名

年月日	種別	地域	被害状況等
《平成元～10》			
3. 4. 4～14	融雪水	新城町	融雪水による被害 土木被害 1件 3,047千円
4. 3. 31～4. 5	〃	黄金町	融雪水による被害
4. 9. 24～26	豪雨	新城町	土木被害 3件 10,144千円
		本町	豪雨による被害
5. 3. 31～4. 5	融雪水	上芦別町	土木被害 3件 18,000千円
		常磐町	融雪水による被害
6. 4. 11～17	〃	黄金町	土木被害 4件 33,897千円
		新城町	
		野花南町	融雪水による被害
6. 8. 12～15	豪雨	黄金町	土木被害 6件 19,977千円
		新城町	
		野花南町	豪雨による被害
		黄金町	土木被害 7件 184,596千円
6. 8. 31～9. 1	〃	野花南町	農業被害（農業用施設） 1件 67,306千円
			計 251,902千円
			豪雨による被害
7. 4. 5～ 9	融雪水	野花南町	土木被害 3件 25,426千円
		黄金町	融雪水による被害
8. 1. 7	火災	新城町	土木被害 11件 38,437千円
		本町	1棟半焼 焼死者 1名
8. 4.	融雪水	野花南町	融雪水による被害
		黄金町	土木被害 9件 220,700千円
		新城町	農業被害（農業用施設） 2件 19,000千円
		計 239,700千円	
8. 6. 4	火災	国有林道	自動車火災 焼死者 1名
8. 9. 22	遭難	黄金町	行方不明者捜索（発見） 警察、消防、町内会等関係者 107人出動
9. 4	融雪水	野花南町	融雪水による被害
		黄金町	土木被害 5件 18,672千円
		新城町	農業被害（農業用施設） 1件 8,042千円

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《平成元～10》			
9. 8. 10	大 雨	野 花 南 町 青 木 沢	大雨による被害 農業被害（農作物） 1.6ha 1,664千円
10. 1. 21	火 災	本 町	1棟全焼 焼死者 1名
10. 1. 26	”	本 町	1棟全焼 焼死者 1名
10. 4. 14	融 雪 水	黄 金 町 新 城 町	融雪水による被害 農業被害（農業用施設、農地） 2件 14,300千円
10. 5. 6	林 野 火 災	本 町	増田の沢上流 0.97 ha 焼失
9. 8～9	豪 雨	黄 金 町	大雨による被害 土木被害 9,000千円
9. 16	台 風 5 号	黄 金 町	平成10年9月16日の台風5号による被害 農業被害（農作物） 16.5ha 784千円
《平成11～20》			
11. 1. 24	雪 害	常 磐 町	雪下ろしによる落下事故 死者 1名
11. 3. 3～4	”	常 磐 町	降雪による被害 農業被害（営農施設） 2件 243千円
4. 24～26	融 雪 水	黄 金 町 旭 町 新 城 町	融雪水による被害 土木被害 3件 40,000千円 農業被害 2件 28,500千円
7. 28～8. 2	大 雨	新 城 町	大雨による被害 土木被害（道路、河川） 25,000千円 農業被害（営農施設） 10,601千円
10. 17	雪 害	豊 岡 町 黄 金 町 新 城 町	降雪による被害 林業被害 222.4ha 365,500千円
12. 4. 10～11	融 雪 水	新 城 町 黄 金 町 野 花 南 町 新 城 町 常 磐 町	融雪水による被害 土木被害 5件 21,300千円

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《平成 11～20》 12. 7. 25～27	大 雨	市 全 域	7月25日の豪雨と風による被害 被害額 住家被害（一部破損 2世帯） 110千円 農業被害（農作物、営農施設） 25,379千円 土木被害（道路） 14,800千円 林業被害（林道、その他） 8,200千円 衛生被害 500千円 商工被害 2,011千円 公立文教被害 3,227千円 社会教育施設 340千円 社会福祉施設 255千円 その他 1,761千円 計 56,583千円
13. 6. 29	大 雨	本 町 黄 金 町 新 城 町 豊 岡 町	大雨による被害 住家被害（床下浸水 1世帯） 0千円 農業被害（農作物、営農施設） 94,692千円 土木被害（河川・道路） 70,100千円 その他 600千円 計 165,392千円
13. 9. 11	大 雨	市 全 域	平成13年9月9日からの秋雨前線及び9月11日の台風15号による大雨被害 住家被害（床下浸水 1世帯） 0千円 非住家被害（一部破損） 4,032千円 農業被害（ほ場冠水） 0千円 林道被害 210千円 土木被害（河川・道路） 16,210千円 計 20,452千円
16. 9. 8	台 風 1 8 号	本 町 常 磐 町 新 城 町 西 芦 別 町 頼 城 町 上 芦 別 町	平成16年9月8日の台風18号による被害 住家被害（一部破損 22世帯） 773千円 非住家被害（一部破損） 258千円 農業被害（農作物・営農施設） 82,654千円 林業被害（一般民有林） 1,800千円 商工被害（商業） 7,600千円 公立文教被害 7,593千円 社会体育施設 270千円 その他 （電気273件、倒木408本、街灯2本、送電線1件） 4,996千円 計 105,944千円

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《平成 11～20》			
17. 8. 21～22	大 雨	新 城 町 野 花 南 町	大雨による被害 土木被害（河川・道路） 13,382 千円
17. 9. 7～ 8	台 風 1 4 号	滝 里 町	平成17年9月7日から8日にかけての台風14号による被害 土木被害（公園） 368 千円
18. 6. 26	火 災	本 町	1 棟部分焼 焼死者 1 名
19. 6. 16	”	本 町	1 棟半焼 焼死者 1 名
19.11. 3	”	上 芦 別 町	1 棟部分焼 焼死者 1 名
20. 5. 28	”	本 町	1 棟全焼、1 棟半焼、2 棟部分焼 焼死者 1 名
20.10.27	車 両 火 災	芦 別 (道道 135 号)	自動車火災 焼死者 1 名
《平成 21～30》			
22. 1. 19	雪 害	本 町	落雪によるガス管破損 避難指示 1 棟 6 戸（人的被害なし）
3. 20～22	強 風	市 全 域	強風による被害 住居被害（一部破損 2 件） 24 千円 市文化財被害（一部破損 1 件） 431 千円 その他（防犯灯木柱） 35 千円 計 490 千円
4. 20～22	”	上 芦 別 町	強風による被害 社会体育施設 64 千円
8. 24	大 雨	新 城 町 黄 金 町 常 磐 町 福 住 町 旭 町 豊 岡 町 中 の 丘 町 野 花 南 町	8 月 24 日大雨による被害【土砂災害警戒情報発表】 本町降水量 90mm（新城町 1 時間最大降雨量 38mm） 土木被害（河川） 7,880 千円 （道路） 4,160 千円 農業被害（農作物） 13,359 千円 （農業用施設） 13,400 千円 林業被害 1,320 千円 計 40,609 千円
23. 9. 2	台 風 1 2 号	新 城 町 黄 金 町 豊 岡 町 上 芦 別 町 野 花 南 町 滝 里 町	9 月 2 日の台風 12 号による被害 新城町降水量 79mm（1 時間最大雨量 16.5mm） 土木被害（河川） 14,470 千円 （道路） 300 千円 （排水） 1,700 千円 計 16,470 千円
24. 9. 12	大 雨	市 全 域	9 月 12 日大雨による被害 頼城町（雨量観測所：芦別 4 号沢）降水量 3 時間累計 101mm（1 時間最大雨量 38mm） 土木被害（河川） 2,000 千円 （道路） 3,500 千円 林業被害 406 千円 床下浸水（13 棟 14 世帯 26 人） 127 千円

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《平成 21～30》 25. 4. 7	強 風	市 全 域	4月7日強風による被害 最大瞬間風速 24.3m 住家被害 34千円 非住家被害 92千円 農業被害 39,596千円 林業被害 121千円 公立文教被害 1,268千円 社会教育施設 100千円 計 41,211千円
4. 8	大雨・融雪水	常 磐 町	4月8日大雨・融雪水により常磐町パンケ幌内川沿い民有林に地すべり発生、河道閉塞による被害 農業被害 土木被害（河川） 林業被害 いずれも、道河川災害復旧工事にて対応、被害額不明
26. 8. 30	大 雨	新 城 町	8月30日局地的な大雨による被害 農業被害 2,369千円
9. 11	大 雨	市 全 域	9月11日『大雨特別警報発令』 頼城町（雨量観測所：七夜橋）降水量3時間累計 28mm（1時間最大雨量 13mm） 【避難準備情報発令】 旭町、旭町油谷、西芦別町、中の丘町、頼城町、緑泉町、川岸、青木沢、東頼城町、三角山、啓南橋地区 【対象世帯・人数】 999世帯、1,752人 【避難所・避難者数】 市民会館・青年センター 5人 本町地区生活館 0人 緑幸研修センター 0人 北日本多目的センター 6人 頼城多目的研修センター 0人 計 11人 【被害報告なし】
12. 16	強 風	本 町	12月16日強風による被害 商工被害 3,000千円 商工会議所外壁一部破損

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《平成 21～30》 27. 8. 13～14	大 雨	滝 里 町 新 城 町	8月11日（～15日）大雨警報発令 長雨により13日に滝里町、14日に新城町の一部が基準に達し【土砂災害警戒情報発表】 対象地区が山間部のため、避難勧告等の発令なし。 市内停電 45 世帯
10. 1～ 2	暴 風	市 全 域	10月1日暴風による被害 最大瞬間風速 21.6m/s 住家・非住家・土木被害あり。被害額不明。
10. 7～ 8	台 風	市 全 域	10月7日～8日強風による被害 最大瞬間風速 19.7m/s 市内停電 40 世帯
28. 2. 29	暴 風 雪	市 全 域	2月29日暴風雪による被害 国道 38 号線一部通行止め（野花南町）。 最大瞬間風速 27.6m/s 住家被害（一部損壊） 非住家被害（全壊） 被害額不明
8. 17	大 雨	市 全 域	8月17日大雨・洪水警報発令 雨量観測所における累計雨量（5:20～22:10） 市役所 93mm 新城町 104mm 滝里ダム 134mm 七夜橋 141mm 【被害報告なし】
8. 20～23	大 雨	市 全 域	8月20日大雨・洪水警報発令 【災害対策本部設置】 8月20日～23日にかけて、停滞前線や相次ぐ台風の接近・通過により記録的な大雨による被害 【土砂災害警戒情報発表】 雨量観測所における雨量 市役所 153.0mm（20日降水量） 新城町 48.5mm（20日最大1時間降水量） 【20日：避難勧告発令】 常磐町、新城町、黄金町、旭町 【対象世帯・人数】 5世帯、11名 【22日：避難準備情報】 旭町 【対象世帯・人数】 11世帯、25名 【避難所・避難者数】 総合福祉センター 2人 新城多目的研修センター 4人 常磐多目的研修センター 0人 啓南多目的研修センター 0人 上芦別生活館 0人 青少年会館 0人

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《平成 21～31》 28. 8. 20～23	大 雨	市 全 域	北日本多目的センター 0人 計 6人 農業被害 34,064千円 土木被害 40,300千円 林業被害 3,547千円
29. 4. 18	強 風	市 全 域	4月18日強風による被害 最大瞬間風速 25.9m/s 農業被害 64,043千円 ビニールハウス、倉庫等の損壊等
9. 18	強 風	市 全 域	9月18日大雨・暴風警報発令 最大瞬間風速 21.5m/s 住宅被害（一部損壊） 被害額不明
30. 3. 1	暴 風 雪	市 全 域	3月1日暴風雪警報発令 最大瞬間風速 17.9m/s 【被害報告なし】
7. 3	大 雨	市 全 域	7月3日洪水・大雨警報発令 雨量観測所における累計雨量（～13:00） 北2東2 61.5mm 新城町 105.00mm 農業被害（農地・農作物） 5.29ha 5,711千円 土木被害 7,000千円
9. 6	地 震	市 全 域	平成30年北海道胆振東部地震 震源地 胆振地方中東部 震源の深さ 37km 地震の規模 M6.7 震度7（厚真町） 【地震による住家被害等なし。】 地震に伴う大停電 当初、市全域 6日午後4時頃まで本町（一部）、旭・油谷地区、上芦別町（一部）、西芦別町地区、頼城町地区（一部）を除き通電 7日午後11時頃、全市通電 【避難所・避難者数】 総合福祉センター 82人（延べ） 頼城多目的研修センター 15人（延べ）

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況 等
《令和元年～10》 元. 8. 9	大 雨	市 全 域	8月9日洪水警報発令 9日降水量 35.5mm 最大1時間降水量 12.5mm 【被害報告なし】
元.11.14	暴 風 雪	市 全 域	11月14日暴風雪警報発令 最大瞬間風速 14.6m/s 【被害報告なし】
2. 8. 6～ 8	強 風	市 全 域	8月6日～8日強風による被害 最大瞬間風速 18.5m/s 倒木、ビニールハウス等の破損
3. 2.16	暴 風 雪	市 全 域	2月16日暴風雪警報発令 最大瞬間風速 17.6m/s 【被害報告なし】
3. 2	雪 害	三 段 滝 付 近	雪崩による車両事故 国道452号、三段滝付近で発生した雪崩で堆積した雪山に車両が衝突、軽傷 1名
4. 6.29	大 雨	市 全 域	6月29日洪水警報発令 29日降水量 47.0mm 最大1時間降水量 14.5mm 【被害報告なし】
8. 9	大 雨	市 全 域	8月9日洪水警報発令 9日降水量 24.0mm 最大1時間降水量 22.5mm 【被害報告なし】
5.12.17	暴 風 雪 雪 害	市 全 域	12月17日暴風雪警報・大雪警報発令 最大瞬間風速 14.3m/s 降雪量 37cm 【被害報告なし】

○ 資料 1 2 気象庁震度階級関連解説表

(平成 2 1 年 3 月 3 1 日 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大 半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

[災害危険箇所]

○ 資料 1 3 土石流危険溪流

連番	危険区域の現況			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
001	Ⅱ-05-1150	高根町	高根神社の沢川	—	道道 339 号 90m 河川 130m 橋梁 1 基	○	○	3. 3. 19
002	Ⅱ-05-1160	高根町	丹羽の沢川	—	道道 339 号 120m	○	○	3. 3. 19
003	I-05-1170	本 町	高校の沢川	6	星槎国際高等学校 J R 根室本線 100m 市道 285m その他道路 195m	○	○	3. 3. 19
004	Ⅱ-05-1180	本 町	左 2 の沢川	—	市道 80m その他道路 30m	○	○	3. 3. 19
005	Ⅱ-05-1190	本 町	松井の沢川	—	J R 根室本線 70m 市道 110m その他道路 240m	○	○	3. 3. 19
006	I-05-1200	本 町	平島の沢川	17	曹洞宗禅宗 秀岳寺 市道 495m その他道路 1600m	○	—	3. 3. 19
007	I-05-1210	本 町	本町の沢川	45	市道 380m	○	—	3. 3. 19
008	I-05-1220	本 町	増田の沢川	23	市道 400m	○	—	3. 3. 19
009	Ⅱ-05-1230	本 町	墓地の沢川	1	市道 190m その他道路 305m	○	—	3. 3. 19
010	I-05-1240	本 町	増田芦別沢川	6	市道 300m その他道路 170m	○	○	3. 3. 19
011	I-05-1250	本 町	鉄道の沢川	1	大照寺 J R 根室本線 70m 国道 452 号 70m 市道 150m その他道路 50m	○	—	29. 3. 31
012	I-05-1260	西芦別町	桂沢・右の沢川	3	市道 150m その他道路 220m 河川 160m	○	—	29. 3. 31
013	I-05-1270	西芦別町	桂沢川	—	その他道路 20m 河川 240m	○	—	29. 3. 31
014	I-05-1280	西芦別町	9 号沢川	1	小林英一 記念美術館 国道 452 号 90m 市道 90m その他道路 100m	○	—	29. 3. 31
015	I-05-1290	西芦別町	8 号沢川	16	西芦別郵便局 国道 452 号 120m 市道 120m その他道路 340m	○	—	29. 3. 31
016	I-05-1300	西芦別町	7 号沢川	23	芦別祈りの家 バス待合所 西芦別郵便局 国道 452 号 150m 市道 350m その他道路 640m	○	○	23. 11. 22
017	Ⅱ-05-1310	西芦別町	三井芦別沢川	1	道道 290m 市道 70m	○	○	23. 11. 22
018	Ⅱ-05-1320	西芦別町	三井芦別上の沢川	2	—	○	○	23. 11. 22
019	Ⅱ-05-1330	川 岸	伊藤の沢川	1	市道 220m その他道路 100m 橋梁 1 基	○	○	3. 3. 19
020	Ⅱ-05-1340	川 岸	木下の沢川	1	—	○	○	3. 3. 19

連番	危険区域の現状			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
021	Ⅱ-05-1350	川岸	キャンプ場の沢川	1	市道 170m その他道路 320m 河川 170m	○	—	3. 3. 19
022	Ⅱ-05-1360	川岸	大淵2の沢川	1	市道 190m その他道路 400m 河川 190m	○	○	3. 3. 19
023	Ⅱ-05-1370	川岸	中道の沢川	—	市道 80m その他道路 670m	○	○	3. 3. 19
024	Ⅱ-05-1380	芦別	大淵1の沢川	—	—	○	○	3. 3. 19
025	Ⅱ-05-1390	芦別	吉田の沢川	—	—	○	—	3. 3. 19
026	Ⅱ-05-1400	頼城町	芦別頼城3の沢川	1	国道452号 90m 河川 90m	○	○	3. 3. 19
027	I-05-1410	頼城町	和田の沢川	—	—	○	○	3. 3. 19
028	Ⅱ-05-1420	頼城町	芦別頼城2の沢川	1	国道452号 70m 河川 75m	○	○	3. 3. 19
029	Ⅱ-05-1430	頼城町	6号沢川	—	国道452号 320m	○	○	3. 3. 19
030	Ⅱ-05-1440	頼城町	5号沢川	—	国道452号 360m	○	○	3. 3. 19
031	I-05-1450	頼城町	4号沢川	20	芦別消防団第6分団 大興寺 国道452号 160m 市道 1000m	○	○	3. 3. 19
032	I-05-1460	頼城町	3号沢川	1	禅法寺 国道452号 110m 市道 170m その他道路 630m 河川 110m	○	○	3. 3. 19
033	Ⅱ-05-1470	頼城町	宝栄寺の沢川	—	国道452号 60m 市道 60m その他道路 60m	○	○	3. 3. 19
034	I-05-1480	緑泉町	中の沢川	—	国際学園星槎大学 国道452号 200m 市道 250m	○	○	3. 3. 19
035	I-05-1490	緑泉町	2号沢川	2	星槎国際高等学校 芦別スクリングセンター 市道 110m 市道 50m	○	○	3. 3. 19
036	I-05-1500	緑泉町	中学校の沢川	—	星槎国際高等学校 芦別スクリングセンター 市道 50m その他道路 110m	○	○	3. 3. 19
037	Ⅱ-05-1510	東頼城町	1号沢川	2	道道 150m 市道 70m 河川 100m	○	○	29. 3. 31
038	Ⅱ-05-1520	東頼城町	下塚の沢川	2	道道 80m その他道路 70m 河川 100m	○	○	29. 3. 31
039	I-05-1530	東頼城町	安藤の沢川	—	市道 50m	○	○	23. 11. 22
040	Ⅱ-05-1540	上芦別町	小塚の沢川	1	道道 100m その他道路 60m 河川 100m	○	○	29. 3. 31

連番	危険区域の現況			予想される災害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
041	Ⅱ-05-1550	上芦別町	小塚2の沢川	1	道道 110m その他道路 130m 河川 110m	○	○	29. 3. 31
042	Ⅱ-05-1560	野花南町	島武の沢川	—	市道 370m	○	—	3. 3. 19
043	Ⅱ-05-1570	泉	左1の沢川	—	道道富良野芦別線 110m その他道路 380m 河川 120m	○	○	3. 3. 19
044	I-05-1580	野花南町	発電所の沢川	—	北海道電力滝里発電所 その他道路 90m 河川 90m	○	○	3. 3. 19
045	Ⅱ-05-1610	野花南町	二股川支流川	—	市道 170m	○	—	3. 3. 19
046	Ⅱ-05-1620	野花南町	黒田下の沢川	—	道道野花南芦別線 140m その他道路 160m 河川 190m	○	—	3. 3. 19
047	I-05-1630	旭町	尾張の沢川	2	道道野花南芦別線 101m その他道路 117m 河川 144m	○	○	26. 10. 24
048	Ⅱ-05-1640	旭町	中の沢川	1	道道野花南芦別線 140m その他道路 10m 河川 90m	○	—	3. 3. 19
049	Ⅱ-05-1650	旭町	奥旭沢川	—	—	○	○	3. 3. 19
050	Ⅱ-05-1660	旭町	清水の沢川	—	市道 80m	○	—	3. 3. 19
051	Ⅱ-05-1670	旭町	天狗北の沢川	—	市道 80m	○	—	3. 3. 19
052	Ⅱ-05-1680	旭町	天狗対岸の沢川	—	市道 90m	○	○	3. 3. 19
053	Ⅱ-05-1690	旭町	冷泉の沢川	—	市道 120m	○	○	3. 3. 19
054	I-05-1700	旭町油谷	杉浦の沢川	—	旭町油谷浄水場 芦別温泉 陶芸センター 国道452号 170m 市道 180m その他道路 260m 河川 120m	○	—	3. 3. 19
055	Ⅱ-05-1710	旭町油谷	旭3の沢川	—	国道452号 6m 市道 20m その他道路 228m 河川 130m 橋梁 1基	○	○	26. 10. 24
056	Ⅱ-05-1720	旭町	旭1の沢川	—	市道 83m その他道路 325m 河川 38m	○	○	26. 10. 24
057	I-05-1730	旭町	旭1号の沢川	1	グループホームあさひ	○	○	26. 10. 24
058	I-05-1740	常磐町	幌内の沢川	2	その他道路 200m	○	—	3. 3. 19
059	Ⅱ-05-1750	常磐町	常磐町沢川	—	市道 110m その他道路 40m	○	—	3. 3. 19
060	Ⅱ-05-1760	黄金町	不老の沢川	1	市道 110m その他道路 70m 河川 70m	○	—	3. 3. 19

連番	危険区域の現況			予想される災害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
061	Ⅱ-05-1770	黄金町	無名の沢川	—	市道 140m その他道路 50m 河川 30m	○	—	3. 3. 19
062	I-05-1780	黄金町	学校の沢川	—	その他道路 170m	○	○	3. 3. 19
063	Ⅱ-05-1790	黄金町	黄金の沢川	—	その他道路 80m	○	○	3. 3. 19
064	Ⅱ-05-1800	新城町	国金の沢川	1	市道 480m その他道路 510m	○	—	3. 3. 19
065	Ⅱ-05-1820	豊岡町	三又川	—	その他道路 20m	○	—	3. 3. 19
066	Ⅱ-05-1830	豊岡町	三股右二の沢川	1	市道 410m その他道路 110m 河川 100m	○	—	3. 3. 19
067	Ⅱ-05-1840	豊岡町	豊岡二線左一沢川	—	市道 60m	○	○	3. 3. 19
068	Ⅱ-05-1850	黄金町	黄金神社の沢川	—	—	○	—	3. 3. 19
069	Ⅱ-05-1870-1	黄金町	片山沢川・忠野の沢 (1)	1	市道 190m その他道路 20m 河川 180m	○	○	3. 3. 19
070	Ⅱ-05-1870-2	黄金町	片山沢川・忠野の沢川 (2)	—	—	○	○	3. 3. 19
071	Ⅱ-05-1880	黄金町	片山沢川・佐藤の沢川	—	市道 90m その他道路 10m 河川 120m	○	—	3. 3. 19
072	Ⅱ-05-1890	黄金町	管上の沢川	—	道道旭川芦別線 90m その他道路 110m	○	○	3. 3. 19
073	Ⅱ-05-1900	黄金町	末永の沢川	2	道道旭川芦別線 90m 市道 30m その他道路 420m 河川 80m	○	—	3. 3. 19
074	Ⅱ-05-1910	黄金町	佐藤の沢川	1	道道旭川芦別線 130m その他道路 260m 河川 170m	○	○	3. 3. 19
075	Ⅱ-05-1920	常磐町	稲荷神社の沢川	—	道道旭川芦別線 100m その他道路 800m 河川 200m	○	—	3. 3. 19
076	Ⅱ-05-1930	常磐町	大山の沢川・右2の沢川	—	市道 325m 河川 290m 橋梁 1基	○	—	3. 3. 19
077	Ⅱ-05-1940	常磐町	吉岡の沢川	1	市道 190m その他道路 90m	○	—	3. 3. 19
078	Ⅱ-05-1950	常磐町	今野の沢川	—	その他道路 150m 河川 50m	○	○	3. 3. 19
079	Ⅱ-05-1960	常磐町	千葉の沢川	2	その他道路 1530m	○	○	3. 3. 19
080	Ⅱ-05-1970	福住町 常磐町	福住沢川	2	道道赤平芦別線 240m その他道路 560m	○	○	3. 3. 19

連番	危険区域の現況			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	溪流番号	所在地	溪流名	住家(戸)	公共施設等			
081	Ⅱ-05-1980	福住町	福住1号の沢川	3	道道赤平芦別線 130m その他道路 650m	○	○	3. 3. 19
082	Ⅲ-05-013	頼城町	頼城玉井橋下1号沢川	—	国道452号 70m 河川 70m	○	○	3. 3. 19
083	Ⅲ-05-014	頼城町	頼城玉井橋下2号沢川	—	西芦別配水池 国道452号 80m その他道路 150m 河川 80m	○	○	3. 3. 19
084	Ⅲ-05-015	頼城町	禅法寺下の沢川	—	市道 180m 河川 130m	○	○	3. 3. 19
085	Ⅲ-05-016	緑泉町	緑泉1号沢川	—	市道 160m	○	—	3. 3. 19
086	Ⅲ-05-017	緑泉町	緑泉2号沢川	—	河川 200m	○	○	29. 3. 31
087	Ⅲ-05-018	東頼城町	緑泉橋下1号沢川	1	道道 150m 市道 90m	○	○	29. 3. 31
088	Ⅲ-05-019	東頼城町	右7の沢川	—	道道 90m	○	○	29. 3. 31
089	Ⅲ-05-020	東頼城町	右6の沢川	—	道道 100m 河川 90m	○	○	29. 3. 31

○ 資料 1 4 急傾斜地崩壊危険箇所

連番	危険区域の現況		予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	住家(戸)	公共施設等			
001	I-0-446-446	東頼城町 1	—	—	○	○	29. 3. 31
002	I-0-447-447	中の丘町	—	河川 158m	○	○	19. 12. 28
003	I-0-448-448	芦別 泉 (西芦別町)	3	河川 177m	○	○	19. 12. 28
004	I-0-449-449	上芦別町 1	4	河川 331m	○	○	19. 12. 28
005	I-0-450-450	上芦別町 2	—	河川 55m	○	○	23. 11. 22
006	I-0-451-451	本町 1	1	大照寺 市道 117m	○	○	19. 12. 28
007	I-0-452-452	旭町 1	—	—	○	○	18. 9. 12
008	I-0-453-453	旭町油谷	—	スターライトホテル その他道路 162m	○	○	3. 3. 19
009	II-0-401-401	頼城町 1	—	—	○	○	3. 3. 19
010	II-0-402-402	頼城町 2	—	—	○	○	3. 3. 19
011	II-0-403-403	緑泉町 1	—	—	○	○	29. 3. 31
012	II-0-404-404	東頼城町 2	1	—	○	○	29. 3. 31
013	II-0-405-405	東頼城町 3	—	その他道路 20m	○	○	29. 3. 31
014	II-0-406-406	西芦別町 1	—	その他道路 80m	○	○	23. 11. 22
015	II-0-407-407	西芦別町 2	—	その他道路 120m	○	○	23. 11. 22
016	II-0-408-408	上芦別町 3	—	河川 50m	○	○	29. 3. 31
017	II-0-409-409	上芦別町 4	—	河川 100m	○	○	29. 3. 31
018	II-0-410-410	西芦別町 3	—	市道 50m	○	○	29. 3. 31
019	II-0-411-411	西芦別町 4	1	市道 20m	○	○	29. 3. 31
020	II-0-412-412	上芦別町 5	1	その他道路 10m 河川 50m	○	○	29. 3. 31

連番	危険区域の現況		予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	住家(戸)	公共施設等			
021	Ⅱ-0-413-413	野花南町1	1	市道 49m その他道路 59m	○	○	3. 3. 19
022	Ⅱ-0-414-414	本町2	1	—	○	○	29. 3. 31
023	Ⅱ-0-415-415	本町3	2	国道 452 50m	○	○	29. 3. 31
024	Ⅱ-0-416-416	上芦別町6	—	その他道路 120m	○	○	29. 3. 31
025	Ⅱ-0-417-417	本町4	—	その他道路 75m	○	○	3. 3. 19
026	Ⅱ-0-418-418	上芦別町7	—	河川 70m	○	○	29. 3. 31
027	Ⅱ-0-419-419	上芦別町8	2	J R 20m 市道 100m	○	○	29. 3. 31
028	Ⅱ-0-420-420	上芦別町9	1	市道 10m	○	○	29. 3. 31
029	Ⅱ-0-421-421	別上芦別町10	—	—	○	○	29. 3. 31
030	Ⅱ-0-422-422	上芦別町11	—	市道 20m	○	○	29. 3. 31
031	Ⅱ-0-423-423	上芦別町12	—	市道 78m	○	○	29. 3. 31
032	Ⅱ-0-424-424	上芦別町13	1	—	○	○	29. 3. 31
033	Ⅱ-0-425-425	野花南町2	1	その他道路 70m	○	○	29. 3. 31
034	Ⅱ-0-426-426	上芦別町14	1	その他道路 100m	○	○	29. 3. 31
035	Ⅱ-0-428-428	旭町2	—	道道野花南芦別線 42m	○	○	3. 3. 19
036	Ⅱ-0-429-429	黄金町1	—	市道 46m	○	○	3. 3. 19
037	Ⅱ-0-430-430	黄金町2	—	市道 72m その他道路 40m	○	○	3. 3. 19
038	Ⅲ-0-279-279	川岸	—	市道 157m 河川 290m	○	○	3. 3. 19
039	Ⅲ-0-280-280	頼城町3	—	河川 201m	○	○	3. 3. 19
040	Ⅲ-0-281-281	頼城町4	—	河川 184m	○	○	3. 3. 19

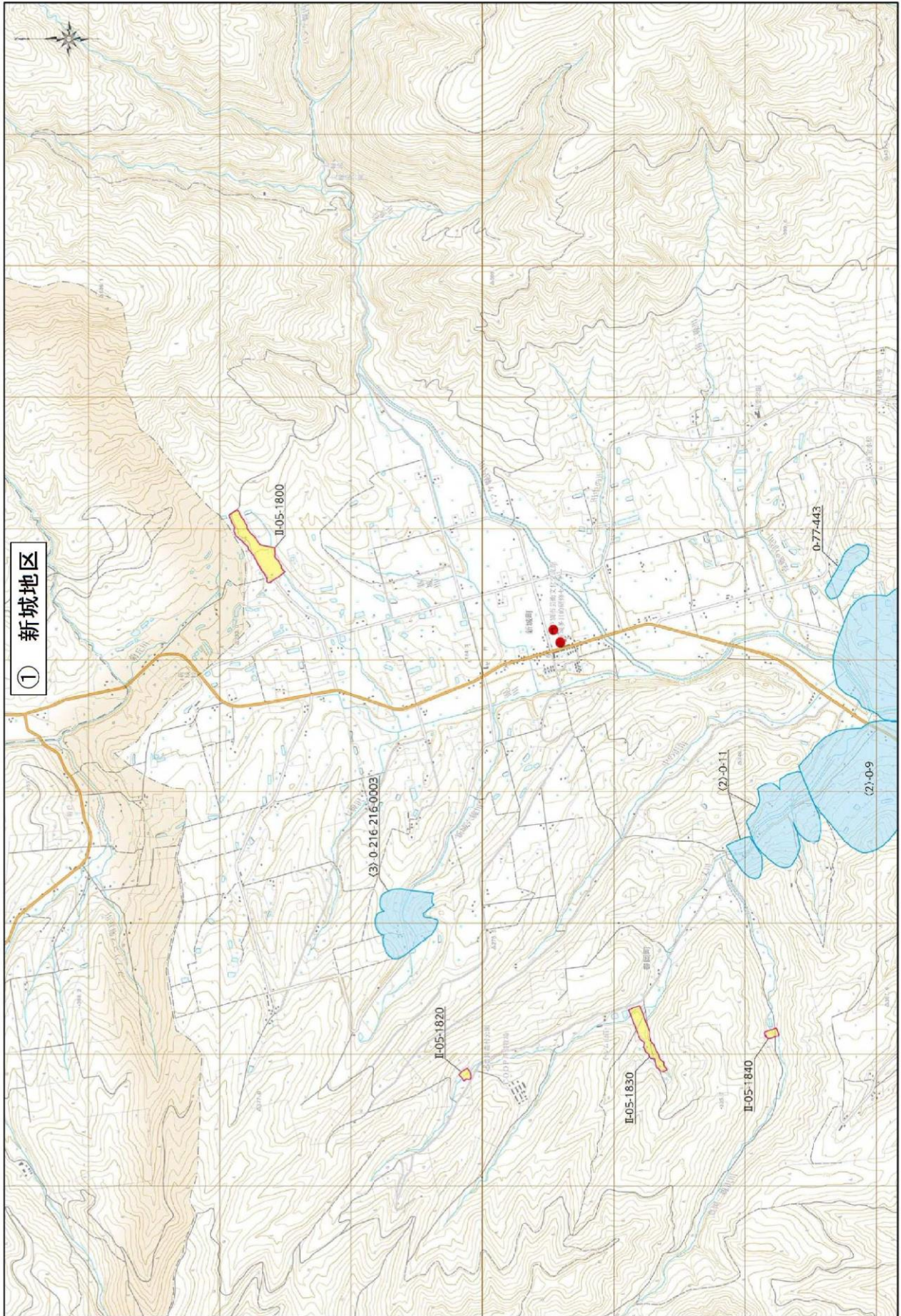
連番	危険区域の現況		予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	住家(戸)	公共施設等			
041	Ⅲ-0-282-282	頼城町 5	—	—	○	○	3. 3. 19
042	Ⅲ-0-283-283	緑泉町 2	—	—	○	○	29. 3. 31
043	Ⅲ-0-284-284	緑泉町 3	—	—	○	○	29. 3. 31
044	Ⅲ-0-285-285	緑泉町 4	—	—	○	○	29. 3. 31
045	Ⅲ-0-286-286	東頼城町 4	—	その他道路 30m	○	○	29. 3. 31
046	Ⅲ-0-287-287	東頼城町 5	—	市道 150m	○	○	29. 3. 31
047	Ⅲ-0-288-288	西芦別町 5	—	河川 70m	○	○	23. 11. 22
048	Ⅲ-0-289-289	東頼城町 6	—	—	○	○	29. 3. 31
049	Ⅲ-0-290-290	西芦別町 6	—	市道 10m 河川 120m	○	○	23. 11. 22
050	Ⅲ-0-291-291	上芦別町 1 5	—	河川 200m	○	○	29. 3. 31
051	Ⅲ-0-292-292	上芦別町 1 6	2	その他道路 300m 河川 10m	○	○	29. 3. 31
052	Ⅲ-0-293-293	西芦別町 7	—	—	○	○	29. 3. 31
053	Ⅲ-0-294-294	上芦別町 1 7	—	その他道路 150m	○	○	29. 3. 31
054	Ⅲ-0-295-295	上芦別町 1 8	—	河川 170m	○	○	29. 3. 31
055	Ⅲ-0-296-296	常磐町 1	—	—	○	○	3. 3. 19
056	Ⅲ-0-297-297	上芦別町 1 9	—	河川 250m	○	○	29. 3. 31
057	Ⅲ-0-298-298	上芦別町 2 0	—	—	○	○	29. 3. 31
058	Ⅲ-0-299-299	上芦別町 2 1	—	その他道路 110m	○	○	29. 3. 31
059	Ⅲ-0-300-300	上芦別町 2 2	—	—	○	○	29. 3. 31
060	Ⅲ-0-301-301	上芦別町 2 3	—	—	○	○	29. 3. 31
061	Ⅲ-0-302-302	上芦別町 2 4	—	市道 110m	○	○	29. 3. 31
062	Ⅲ-0-303-303	常磐町 2	—	その他道路 60m	○	○	3. 3. 19
063	Ⅲ-0-304-304	旭町 3	3	河川 163m	○	○	3. 3. 19
064	Ⅲ-0-305-305	旭町 4	—	—	○	○	28. 3. 29

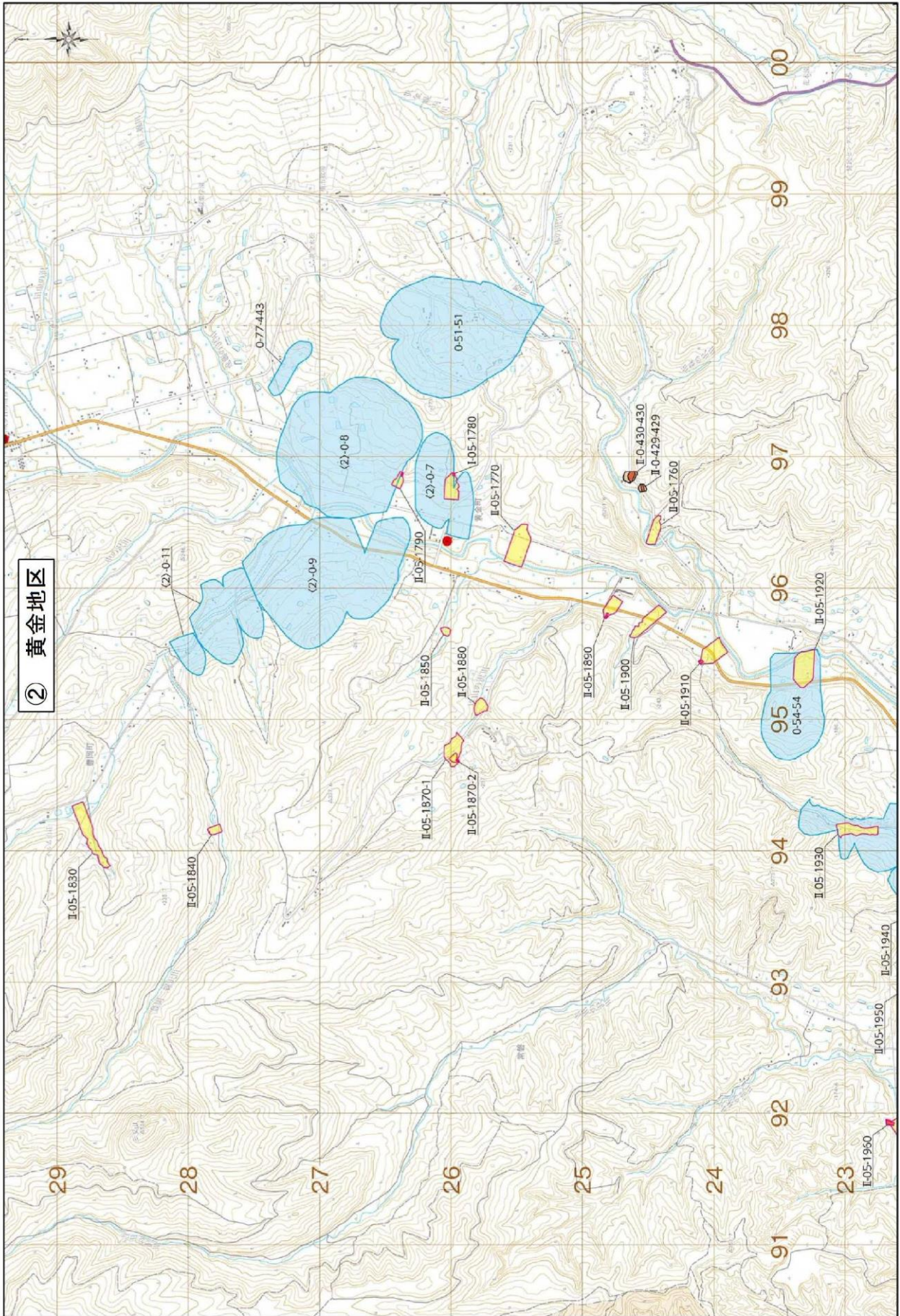
○ 資料 1 5 地すべり危険区域

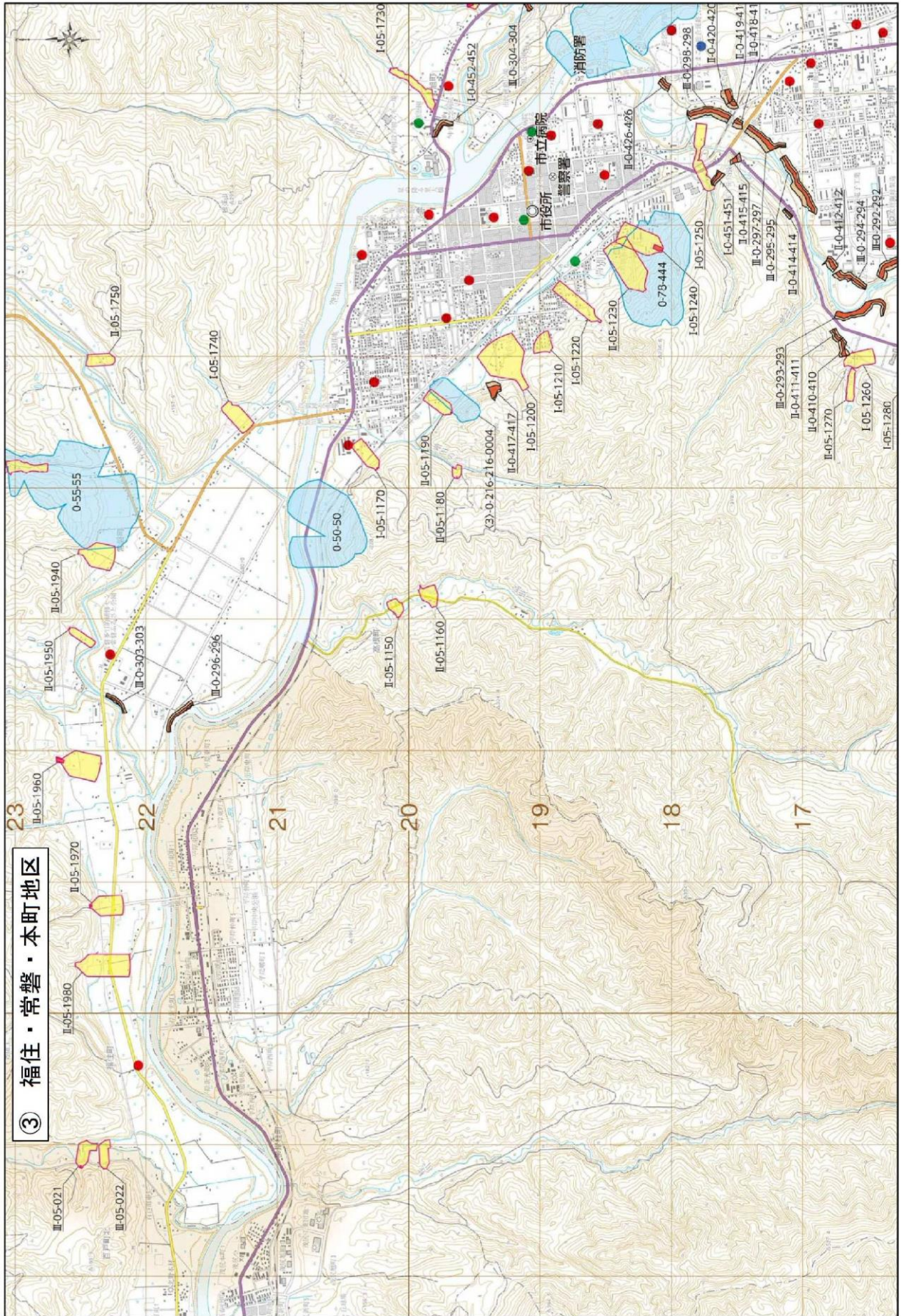
連番	危険区域の現況			予想される被害		警戒区域	特別警戒区域	指定時期
	箇所番号	箇所名	面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設等			
001	0-50-50	高 根	29.2	1	石狩川流域下水道 芦別中継ポンプ場 国道 610m J R 590m 河川 610m	○	—	3. 3. 19
002	0-51-51	黄金(1)	78.7	9	市道 2320m 河川 920m	○	—	3. 3. 19
003	0-54-54	黄金(4)	32.1	—	道道 380m 河川 260m	○	—	3. 3. 19
004	0-55-55	常 磐	56.9	12	道道 340m 市道 550m 河川 1420m	○	—	3. 3. 19
005	0-56-56	上芦別	109.8	6	芦別市総合体育館 市道 2060m 河川 1900m	○	—	3. 3. 19
006	0-57-57	旭町(1)	10.7	1	道道 180m 河川 370m	○	—	3. 3. 19
007	0-58-58	旭町(2)	115.9	3	旭町第三会館 道道 720m 市道 1610m 河川 2180m	○	—	3. 3. 19
008	0-59-59	旭 町	94.9	1	市道 570m 河川 580m	○	—	3. 3. 19
009	0-77-443	黄金(6)	94.9	—	その他道路 160m	○	—	3. 3. 19
010	0-77-444	芦別本町	38.9	70	市道 700m その他道路 500m	○	—	1. 10. 11
011	<2>-0-7	黄金第一	25.1	5	市道 760m	○	—	3. 3. 19
012	<2>-0-8	黄金第五	87.9	1	市道 1930m 河川 950m	○	—	3. 3. 19
013	<2>-0-9	黄金第三	31.6	2	道道 770m 市道 1180m 河川 1050m	○	—	3. 3. 19
014	<2>-0-11	豊岡第一	31.6	1	豊岡町内会館 市道 1520m 河川 820m	○	—	3. 3. 19
015	<3>-0-216-216-0003	新城町1	17.7	—	市道 510m 河川 510m	○	—	3. 3. 19
016	<3>-0-216-216-0004	本町-1	6.4	7	市道 160m 河川 260m J R 150m	○	—	3. 3. 19

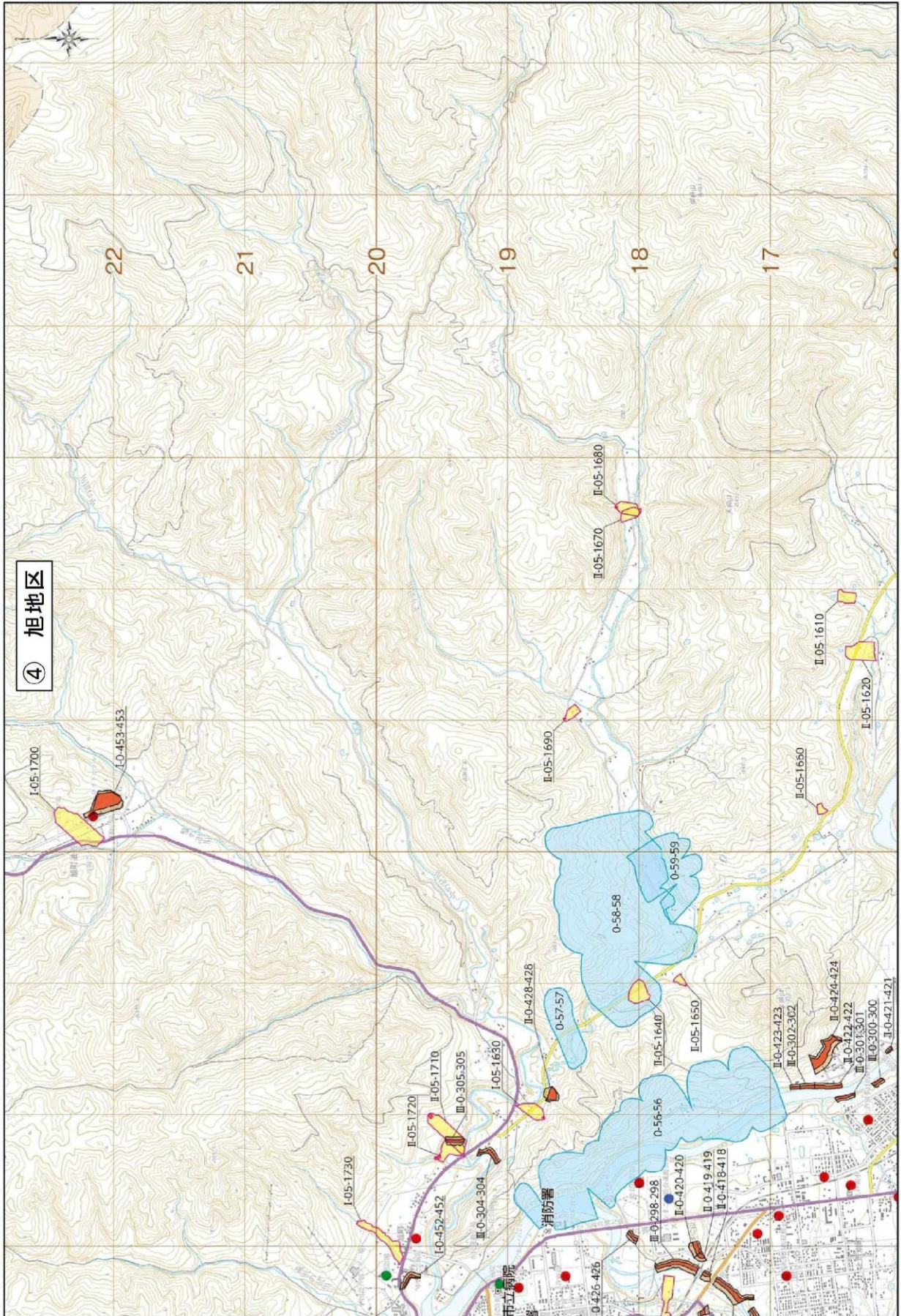
○ 資料 16-1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図

- ① 新城地区
- ② 黄金地区
- ③ 福住・常磐・本町地区
- ④ 旭地区
- ⑤-1 上芦別・野花南地区
- ⑤-2 野花南地区
- ⑥ 西芦別地区
- ⑦ 青木沢地区
- ⑧ 泉地区



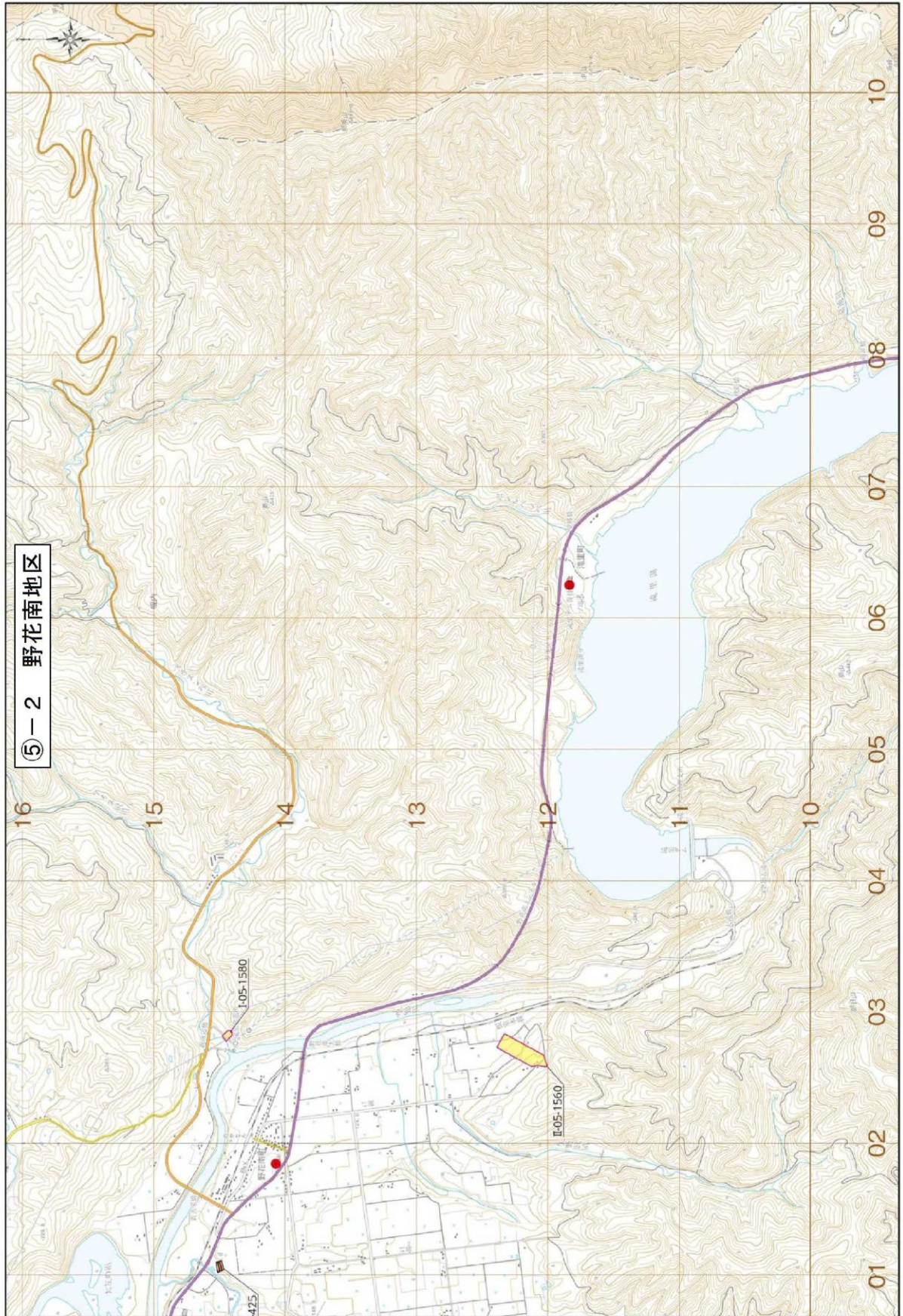


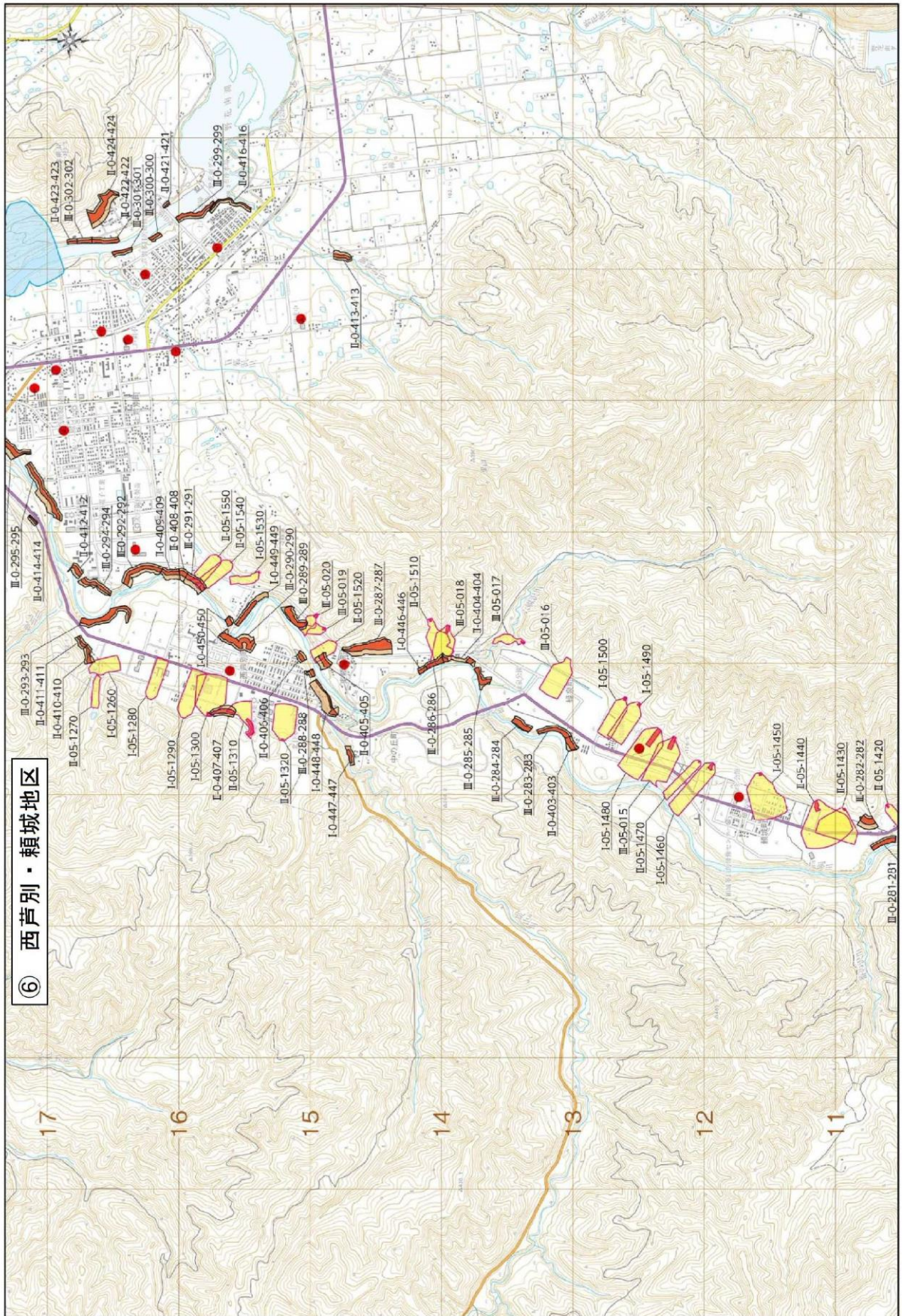


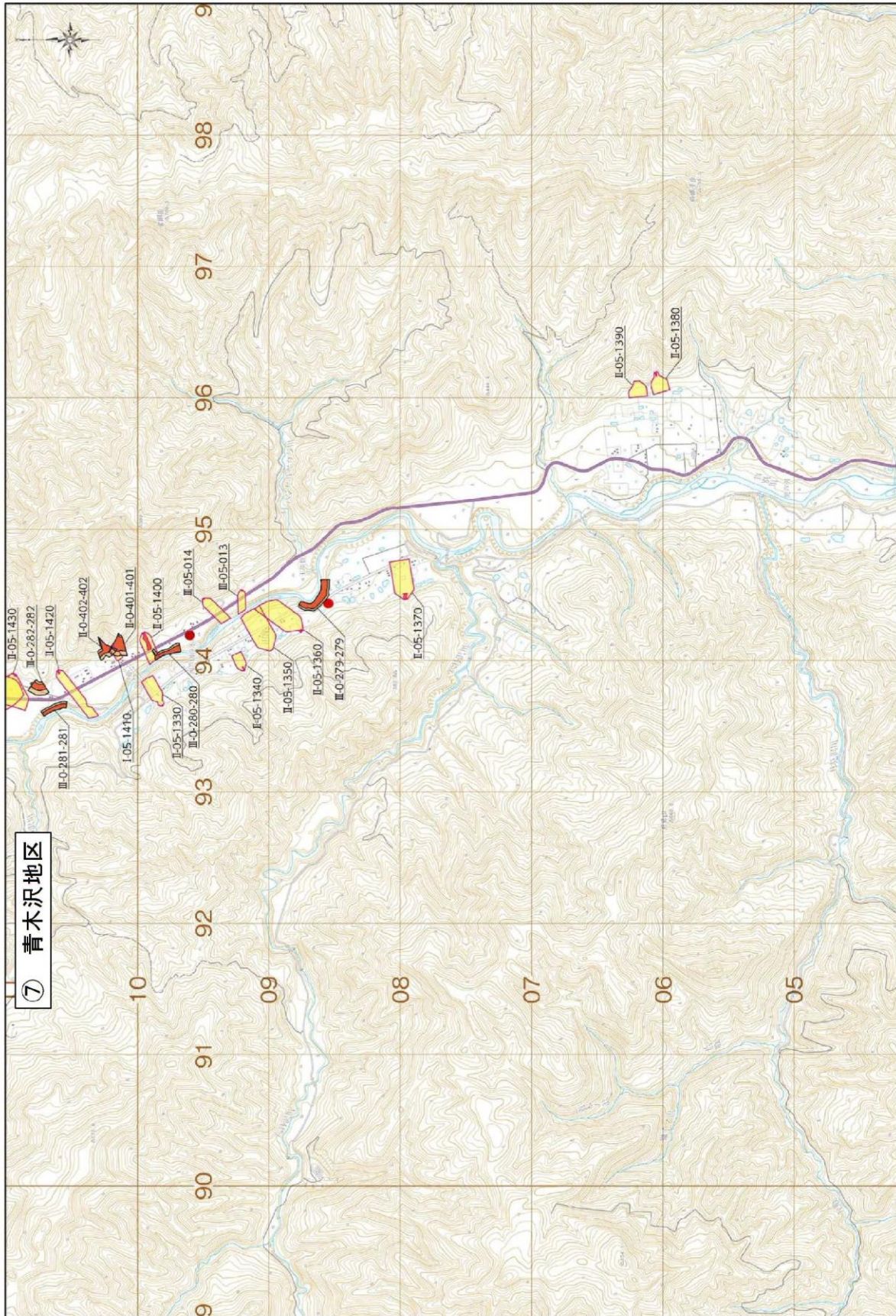


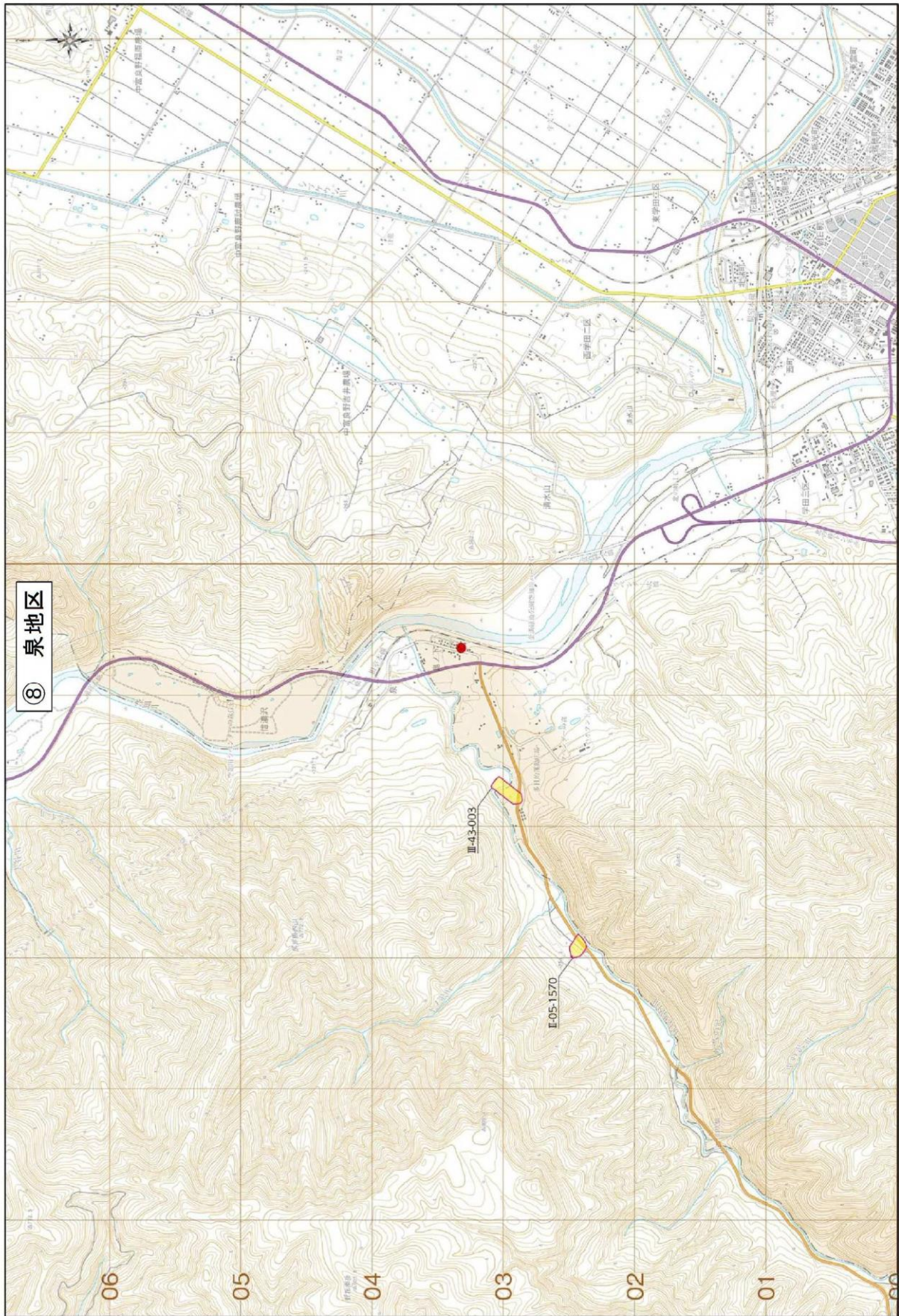
⑤-1 上芦別・野花南地区







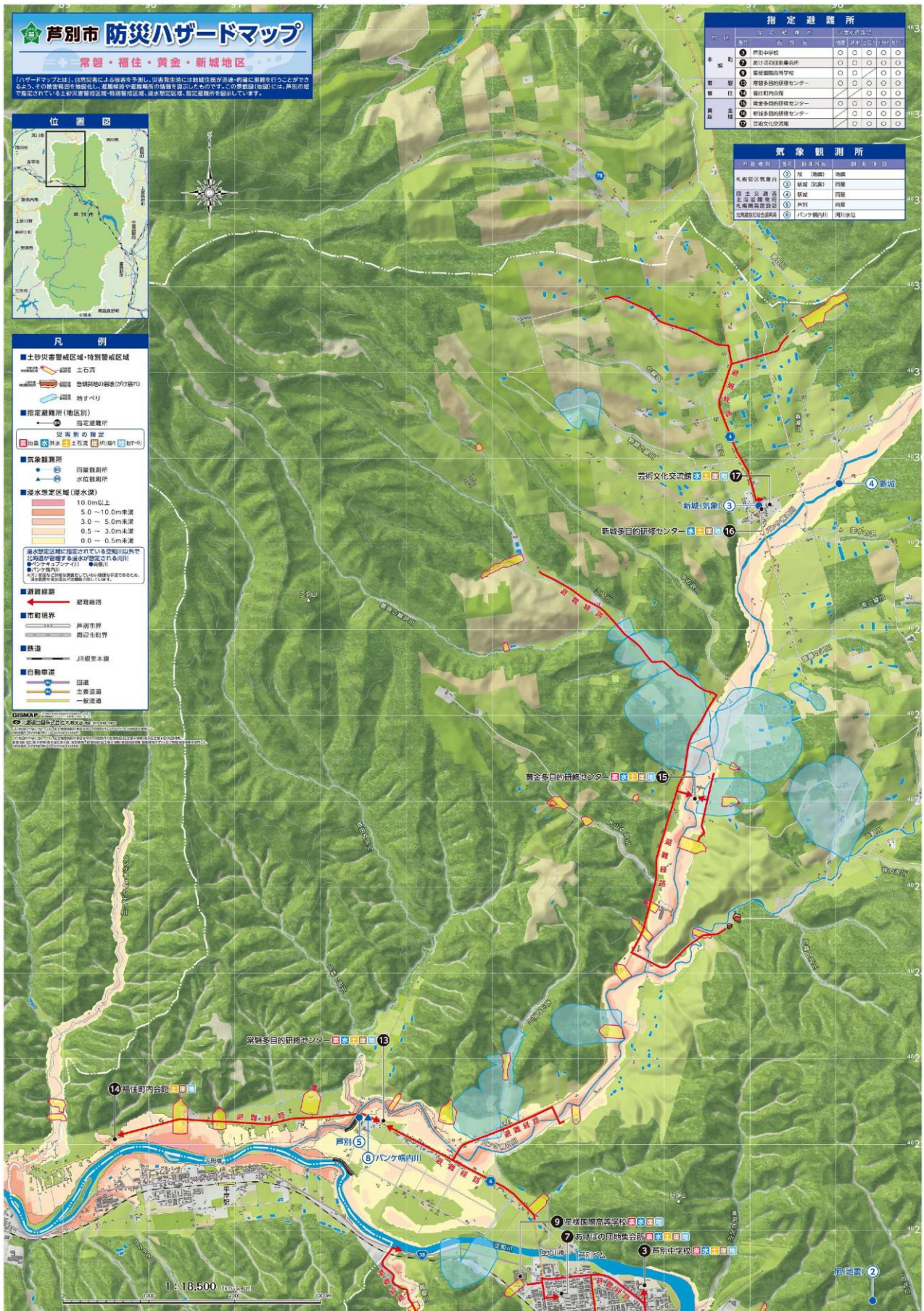




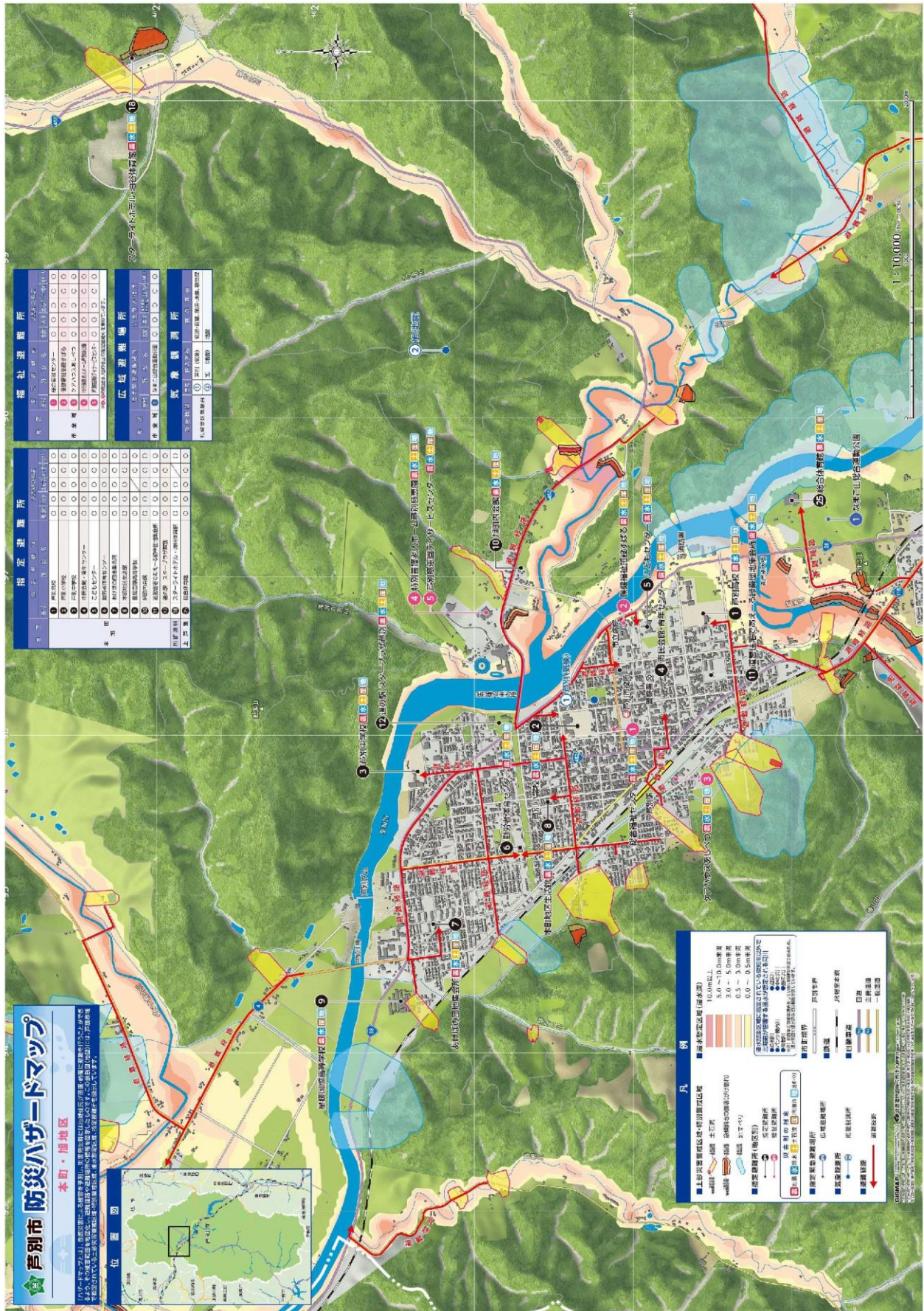
防災ハザードマップ

- | | |
|---|----------------|
| ① | 常磐・福住・黄金・新城地区 |
| ② | 本町・旭地区 |
| ③ | 上芦別・野花南地区 |
| ④ | 西芦別・頼城・青木沢・泉地区 |

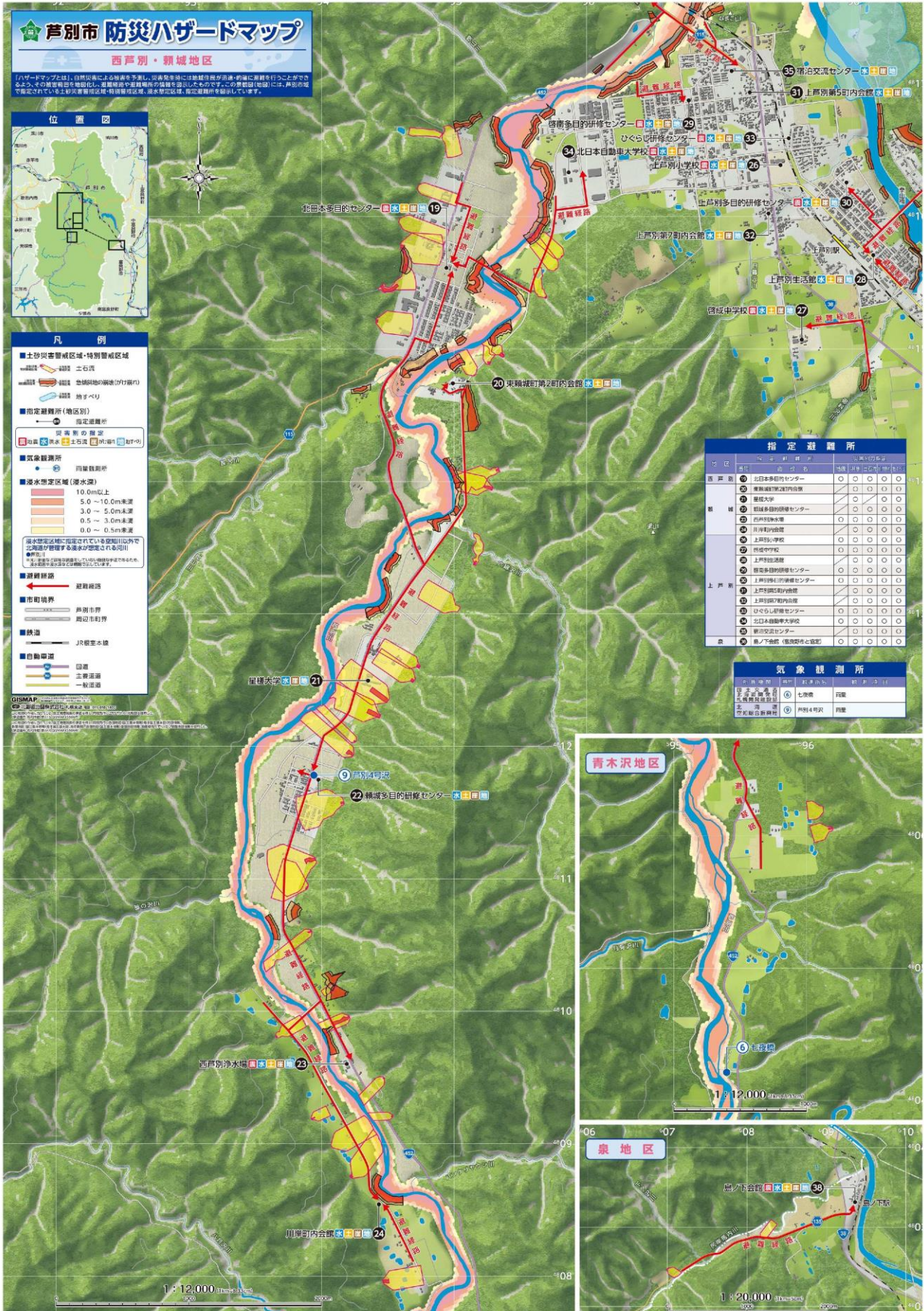
①常磐・福住・黄金・新城地区



②本町・旭地区



④西芦別・頼城・青木沢・泉地区



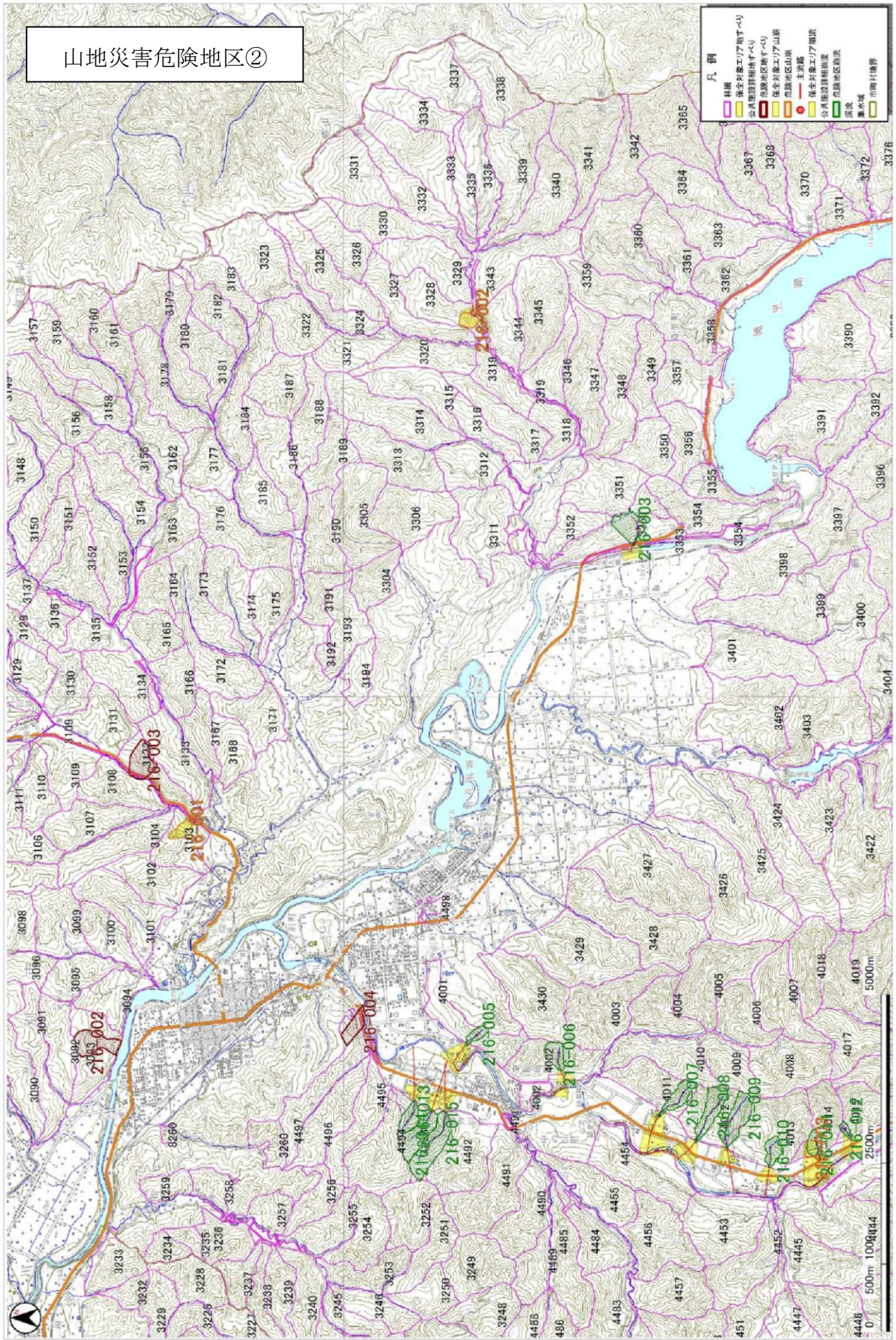
○ 資料 16-2 山地災害危険地区

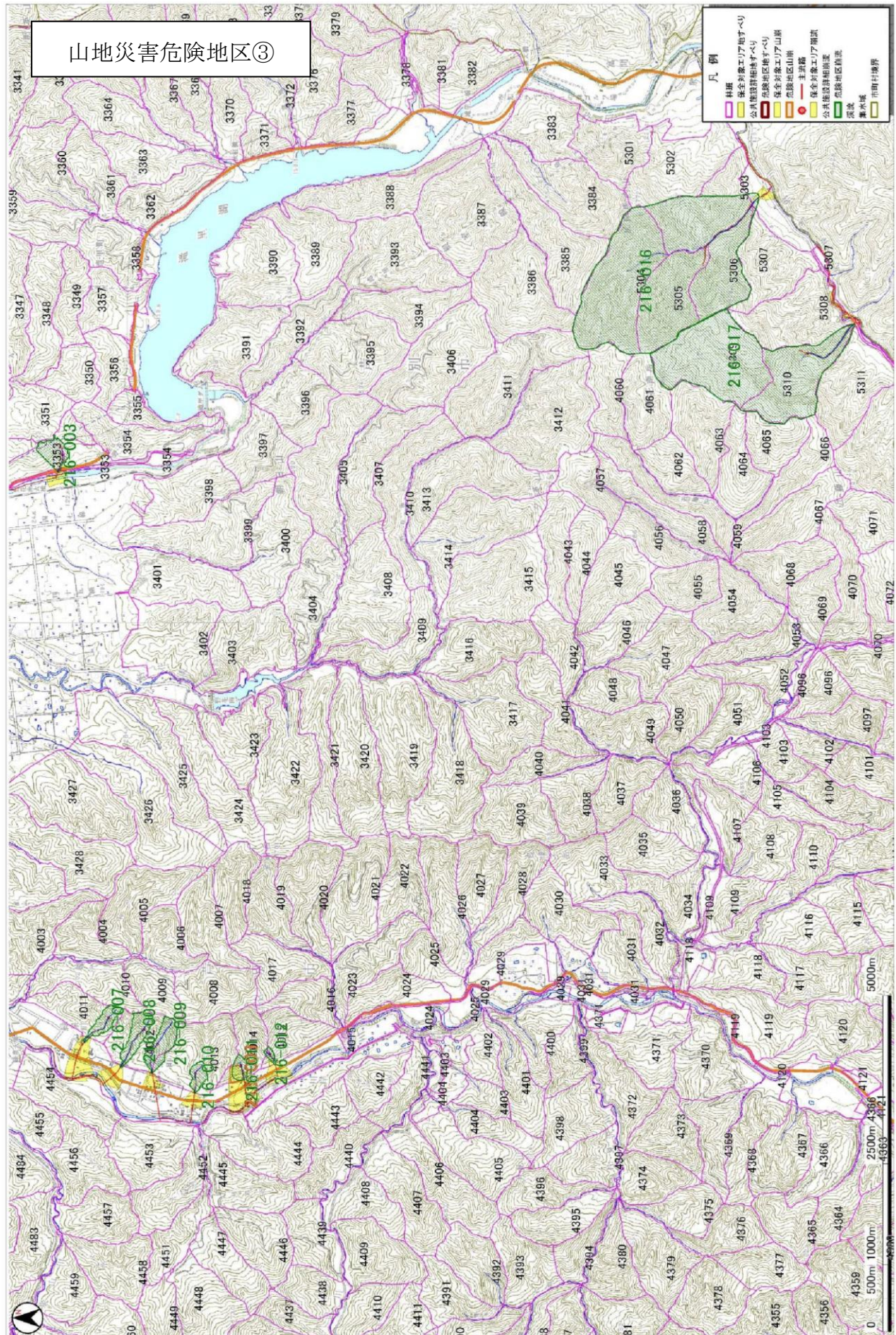
区分	林 班	危険地区番号	位 置	公共施設等 (住 家)
崩壊土砂流出危険地区	3007, 3004, 3005, 3001, 3003, 3002	2 1 6 - 1	新城町	1
	3006, 3004, 3005, 3003	2 1 6 - 2	新城町	—
	3352, 3351, 3353	2 1 6 - 3	野花南町	—
	4001	2 1 6 - 5	上芦別町	4 6
	4002	2 1 6 - 6	東頼城町	2 3
	4010, 4011	2 1 6 - 7	緑泉町	3 0
	4010, 4012	2 1 6 - 8	頼城町	5
	4009, 4012, 4013	2 1 6 - 9	頼城町	7 3
	2013	2 1 6 - 1 0	頼城町	1
	2014, 4013	2 1 6 - 1 1	玉 川	1 5
	4014, 4015	2 1 6 - 1 2	頼城町	1 5
	4493, 4494	2 1 6 - 1 3	西芦別町	2
	4493, 4494	2 1 6 - 1 4	西芦別町	3 6
	4493, 4494, 4492, 3252	2 1 6 - 1 5	西芦別町	6 0
	3386, 3383, 3385, 5304, 5302, 5303, 5306, 5307, 3411, 5305 4060, 4061, 5309	2 1 6 - 1 6	泉	—
	5309, 4061, 5309, 5308, 5310, 4063, 4065, 5311, 4064, 4066	2 1 6 - 1 7	泉	—
山腹崩壊危険地区	3121, 3103	2 1 6 - 1	旭 町	—
	3328, 3327, 3344	2 1 6 - 2	野花南町	—
	4014	2 1 6 - 3	玉 川	—
地すべり危険区域	3092, 3093	2 1 6 - 1	新城町	—
	3006, 3004, 3005, 3003	2 1 6 - 2	旭 町	—
	2245	2 1 6 - 3	旭 町	—
	2040, 2030	2 1 6 - 4	西芦別町	—

添付資料

山地災害危険地区位置図

山地災害危険地区①
山地災害危険地区②
山地災害危険地区③





○ 資料16-3 水防区域

区分	河川名	流域面積 (k m ²)	指定時期
北海道管理河川	ペンケキュプシュナイ川	20.4	4.11.28
	高根川	14.2	4.11.28
	パンケ幌内川	129.3	4.6.16
	辺溪川	69.3	4.6.16
	中の沢川	7.8	4.6.16
	盤の沢川	2.7	4.6.16
	芦別川	450.7	4.6.16
	野花南川	38.0	4.6.16
	矢野沢川	4.0	4.6.16
	奈江川	20.7	4.6.16

○ 資料 17 各所管別除雪計画路線

所管	路線名	除雪区間	道路除雪延長(m)	除雪作業の基準種別
北海道 開発局	一般国道38号	高根町～滝里町	25,755	第1種
	一般国道452号	芦別（七夜橋）～旭町油谷	25,500	第2種
北海道	旭川芦別線	国道38号交点～新城町779番地 (本町1299番地)	14,000	第1種
	芦別美瑛線	野花南町～野花南町国道38号交点 (国有林353林班)(国有林358林班)	1,800	第3種
	芦別砂川線	国道452号交点～芦別市芦別	873	第3種
	芦別赤平線	常磐町517番地～福住町152番地	9,100	第2種
	高根平岸停車場線	高根町34番地～高根町国道38号交点	4,200	第2種
	上芦別停車場線	国道38号交点～上芦別町184番地 (上芦別町173番地)	800	第2種
	上芦別停車場 野花南湖線	上芦別町184番地～上芦別町202番地	1,300	第2種
	野花南芦別線	道道芦別美瑛線交点～旭町国道452号交点	8,000	第2種
	野花南停車場線	野花南町1006番地～野花南町国道38号交点	300	第3種
	芦別停車場線	北1条西1丁目7番地～国道38号交点	1,700	第1種
芦別市	北大通	北4条西3丁目～北4条東1丁目	930	幹線道路
	南大通	南2条東1丁目5番地の7～本町40番地の6	897	幹線道路
	あさひ通	南1条西1丁目1554番地～本町13番地	1,040	幹線道路
	じぞうまち通	本町43番地の3～本町1100番地の1	1,478	幹線道路
	溪水通	北5条東2丁目1番地の1～北4条西4丁目7番地の13	1,358	幹線道路
	環状通	北3条東1丁目15番地の1～本町165番地の1	1,243	幹線道路
	ことぶき通	北1条西1丁目13番地～北5条西4丁目7番地の3	1,955	幹線道路
	みやもと通	北3条東2丁目1番地の1～本町1173番地	1,373	幹線道路
	東本通	北3条東1丁目7番地の13～南2条東2丁目3番地の4	1,134	幹線道路
	芦別駅裏線	南1条東1丁目3番地の1～北2条西3丁目1番地の2	1,555	幹線道路
	芦別駅前通	北1条西1丁目8番地の1～南1条西1丁目2番地の5	163	幹線道路
	本町37号南線	本町1093番地の9～本町160番地の	472	幹線道路
	芦別中学校線	北5条東1丁目8番地の9～北6条西1丁目2番地の1	151	幹線道路
	さつき通	北3条西3丁目1番地の1～北6条西4丁目13番地の9	1,276	幹線道路
	上芦別38線	上芦別町105番地の111～上芦別町473番地の2	2,014	幹線道路
	上芦別15号線	上芦別町94番地の144～上芦別町62番地の2	1,086	幹線道路
	上芦別16号線	上芦別町94番地の39～上芦別町147番地の6	1,644	幹線道路
	上芦別西芦別線	上芦別町38番地の665～西芦別町51番地の1	3,759	幹線道路
ひぐらし啓南線	上芦別町73番地の118～上芦別町105番地の31	1,413	幹線道路	
備考	市道については、このほかの本町市街地その他市街地に所在する市道の除雪は、除雪作業の生活道路基準により実施するものとする。また、上記路線のうち除雪区間となっていない区間及び農村部等郊外に所在する市道で沿線に居住者のいない市道の除雪は、雪割を実施するものとする。			

〔 物資・資機材 〕

○ 資料18 林野火災空中消火用資機材・散布用薬剤所有機関

区分	所有機関	所在地	電話番号	
へり保有機関	陸上自衛隊	丘珠駐屯地	札幌市東区丘珠町161番地	011-781-8321
		旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
		帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121
	北海道	危機対策課防災航空室	札幌市東区丘珠町775番地	011-782-3233
	札幌市	札幌市消防局（警防部消防救助課）	札幌市中央区南4条西10丁目	011-215-2060
薬剤及び空中消火資機材配備機関	北海道 森林管理局 011-622-5250	石狩森林管理署	札幌市中央区宮の森3条7-70	011-622-5111
		野幌森林事務所	江別市文京台南町8-7	011-386-0304
		胆振東部森林管理署	白老町日の出町3丁目4-1	0144-82-2161
		上川中部森林管理署	旭川市神楽3条5丁目3-11	0166-61-0206
		上川森林事務所	上川町川端町9-1	01658-2-2001
		留萌北部森林管理署	天塩町新栄通6丁目	01632-2-1151
		羽幌森林事務所	羽幌町南7条1丁目	0164-62-1188
		網走中部森林管理署	置戸町字置戸398-99	0157-52-3011
		留辺蘂森林事務所	北見市留辺蘂町栄町82-4	0157-42-2116
		十勝西部森林管理署東大雪支署	上士幌町字上士幌東3線231	01564-2-2141
		根釧西部森林管理署	釧路市千歳町6-11	0154-41-7126
		真竜・標茶森林事務所	標茶町川上10-36	015-485-2077
		渡島森林管理署	八雲町出雲町13-4	0137-63-2141
	北海道 水産林務部 林務局森林整備課 011-231-4111 (内28-611)	空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155
		砂川事務所	砂川市西5条東4丁目	0125-54-2857
		後志総合振興局森林室	倶知安町南4条西1丁目	0136-22-1152
		日高振興局森林室	浦河町常盤町26-4	0146-22-2451
		渡島総合振興局西部森林室	松前町字朝日495-9	0139-42-2013
		南渡島消防事務組合消防本部	北斗市中央2丁目6-6	0138-73-5130
		上川総合振興局北部森林室	美深町字東2条南4丁目	01656-2-1726
		名寄分室	名寄市西4条北1丁目	01654-3-2164
		オホーツク総合振興局東部森林室	北見市青葉町2-10	0157-24-6276
		オホーツク総合振興局西部森林室	興部町字興部708	0158-82-2158
十勝総合振興局森林室	浦幌町字東山町10-23	015-576-2165		
市町村	釧路市消防本部（警防課）	釧路市南浜町4-8	0154-23-4383	

資料：令和4度 林野火災予消防対策実施方針（北海道）

○ 資料 19 災害用備蓄物資等一覧

区分	品名	単位	備蓄目標	備蓄数	備考
食料	アルファ米 (かゆ)	食	99		保存期間 5 年 対象年齢 0 ~ 4 歳
	アルファ米 (かゆ)	食	1827		保存期間 5 年 対象年齢 7.5 歳以上
	アルファ米	食	4500		保存期間 5 年
	粉ミルク	g	2146		保存期間 1.5 年 対象年齢 0 歳
	飲料水 (保存水)	ℓ	15300		保存期間 5 年
生活必需品	哺乳瓶(240ml)	本	15		
	紙おむつ (乳幼児用) Mサイズ	枚	312		
	紙おむつ (大人用)	枚	306		
	生理用品	枚	1365		
	毛布	枚	716		
	寝袋	個	716		
	アルミシート	枚	716		
	組立式簡易トイレ (便座)	個	14		
	ラップポントイレ	台	24		
	非常時用排便収納袋 (スケットイレ)	回	3580		
	ラップポントイレ収納袋	回	10750		
	救急セット	個	36		
防災用資機材	LED非常灯	台	29		スミスライト、充電可能
	LED懐中電灯	個	29		電池式
	防災用ラジオ	台	29		手回し充電式
	投光器	台	15		耐震型ハロゲン
	カセットコンロ	台	29		
	カセットコンロ用 カセットボンベ	本	87		6本 / 1台
	対流型石油ストーブ	台	84		電池式点火
	灯油用ポリタンク	個	84		
	ガソリン発電機	台	8		
	コードリール	個	16		全天候型
	燃料用携行缶 ガソリン用	缶	24		
	LPG発電機	台	8		
	LPG発電機用 カセットボンベ	本	48		6本 / 1台 0℃以下使用不可
	拡声器	台	15		防水仕様 メガホン (ハンディ型)
	ブルーシート	枚	15		3.6m×5.4m
	土のう袋	袋	5000		60cm×54cm
	バール	個	14		
	ジャッキ	台	14		
	のこぎり	本	14		
	スコップ	本	14		
電源タップ	本	14			

区分	品名	単位	備蓄目標	備蓄数	備考
感染症対策物品等	不織布マスク	枚	4296		
	簡易トイレ用テント	張	24		
	環境除菌洗浄剤	本	72		520 ml
	手指用消毒液	本	144		500 ml(3年保存)
	フェイスシールド	枚	480		48.5~64.5 cm
	使い捨て手袋	組	4800		Lサイズ
	ペーパータオル	枚	24000		シングル中判サイズ
	段ボールベッド	組	203		75歳以上対象 200×90×35 cm
	簡易ベッド	台	513		75歳未満対象 190×74×46cm 耐荷 100kg
	間仕切り	組	422		
	防護服上下	組	360		Lサイズ
	工場扇	台	32		φ 45cm
	スポットクーラー	台	8		排熱ダクト付き 首振り
	体温測定器	台	8		皮膚赤外線
	非接触型体温計	台	8		皮膚赤外線
床敷クッション	枚	422		アルミマット 100×200cm	

○ 資料 20 物資等調達先一覧

1 主要品目の主な調達先

調 達 先	所 在 地	連絡先	備 考
(有)中本商店	北 1 条西 1 丁目	22-2039	
(有)出村米穀店	北 1 条東 1 丁目	22-2056	
マックスバリュ芦別店	北 4 条西 1 丁目	23-1311	
ナガドイ米穀店	南 1 条東 1 丁目	22-3146	
ラルズマート芦別中央	北 1 条東 1 丁目	22-1515	
ツルハ(株)ツルハドラッグ芦別店	北 4 条東 1 丁目	24-6200	
(有)西村商店	上芦別町 94 番地	22-4170	
イエローグローブ芦別店	本町 4 3	23-3211	

2 副食及び調味料の主な調達先

調 達 先	所 在 地	連絡先	備 考
マックスバリュ芦別店	北 4 条西 1 丁目	23-1311	
ラルズマート芦別中央	北 1 条東 1 丁目	22-1515	
イエローグローブ芦別店	本町 4 3	23-3211	
DCMニコット芦別店	北 4 条東 1 丁目	22-3722	

3 炊き出し及びパン製造所の主な施設

区分	施設名	所在地	連絡先	備 考
米飯	学校給食センター	本町 4 3 番地	22-4418	
	市立芦別病院給食	本町 1 4 番地	22-2701	
	保健福祉施設すばる	本町 1 4 番地	22-1816	
パン	(株) 芦月堂	南 2 条東 2 丁目	22-2677	
	(株) 壺屋芦別支店	北 1 条西 1 丁目	22-2002	
	ガトウハウスめるも	上芦別町 3 0	22-8612	
	パンの店 ボルケ	北 2 条東 2 丁目	27-7870	

4 衣料、生活必需品等の調達先等

調達先	所在地	連絡先	備 考
マックスバリュ芦別店	北 4 条西 1 丁目	23-1311	
ラルズマート芦別中央	北 1 条東 1 丁目	22-1515	
(株) 北村商店	上芦別町 5 1 7	22-8824	
イエローグローブ芦別店	本町 4 3 - 1	23-3211	
DCMニコット芦別店	北 4 条東 1 丁目	22-3722	

5 医薬品の主な調達先

調達先	所在地	連絡先	備考
(株)一の薬局	南1条東1丁目	22-4193	
クサカベ薬局	北2条西1丁目	22-0112	
ツルハ(株)ツルハドラッグ芦別店	北4条東1丁目	24-6200	
日本調剤芦別薬局	本町14	24-2800	
ひまわり薬局	本町14	22-1500	
はるにれ薬局	北2条西1丁目	23-0393	

6 学用品の主な調達先

業者名	所在地	連絡先	備考
草別隆正堂	北1条東1丁目	22-2241	
(有)螢文堂	北1条西1丁目	22-2074	
イエローグローブ芦別店	本町43	23-3211	
DCMニコット芦別店	北4条東1丁目	22-3722	

〔 避難所等 〕

○ 資料 2 1 避難所等

1 広域避難場所

地区	No	施設名	所在	面積(㎡)	管理者等	施設区分	災害別の指定					
							地震	洪水	土石流	崖崩れ	地滑り	大規模火災
市全域	1	なまこ山総合運動公園	上芦別町 6	212,499	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○

2 指定緊急避難場所

地区	No	施設名	所在	面積(㎡)	管理者等	施設区分	災害別の指定					
							地震	洪水	土石流	崖崩れ	地滑り	大規模火災
本町 高根	1	道の駅 スタープラザ 芦別	北 4 東 1-1	5,425	北海道	駐車場	○	○	○	○	○	○
	2	芦別高校グラウンド	本町 40	27,118	北海道	学 校	○	○	○	○	○	○
	3	芦別小学校グラウンド	北 2 東 1-1	13,576	芦別市	学 校	○	○	○	○	○	○
	4	芦別中学校グラウンド	北 6 東 1-7	11,392	芦別市	学 校	○	○	○	○	○	○
	5	もとまち公園	北 1 東 1-4	4,495	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	6	若葉公園	北 1 東 2-11	9,583	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	7	こがね公園	北 3 東 1-6	1,899	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	8	こだま公園	北 3 東 2-1	4,374	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	9	あかつき公園	北 5 東 1-1	4,131	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	10	栄町児童公園	北 1 西 1-10	708	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	11	双葉公園	北 2 西 2-2	2,724	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	12	みやもと公園	北 3 西 2-6	2,866	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	13	なかよし公園	北 4 西 1-6	3,393	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	14	あすなる公園	北 4 西 2-11	7,195	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	15	さつき公園	北 4 西 4-3	2,556	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	16	らいらっく公園	北 5 西 1-12	5,615	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	17	そよかぜ公園	北 5 西 3-6	2,754	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	18	ことぶき公園	北 5 西 4-7	1,112	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	19	溪水公園	北 6 西 4-2-1	3,275	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	20	すみれ公園 (令和 6 年度廃止予定)	北 6 西 5-3	1,814	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	21	やまびこ公園	本町 1136	2,149	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	22	くるみ公園	本町 1075	1,086	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	23	北大通中央分離帯	北 4 西 3~東 1	27,272	芦別市	道 路	○	○	○	○	○	×
	24	みどり公園	南 1 東 2-3	3,087	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	25	幸町児童公園	南 1 東 1-6	341	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	26	ひまわり公園	南 3 東 2-7	3,303	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	27	こぼと公園	南 2 東 3-5	2,576	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	28	やよい公園	北 6 西 3-9	5,266	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
旭	29	旭健康広場	旭町 56	1,848	芦別市	自然公園	○	○	○	○	○	○
旭町 油谷	30	健民センターグラウンド	旭町油谷 1	13,300	芦別市	保養施設	○	○	○	○	○	○

地区	No	施設名	所在	面積(m ²)	管理者等	施設区分	災害別の指定					
							地震	洪水	土石流	崖崩れ	地滑り	大規模 火災
常磐 福住	31	旧常磐小学校 グランド	常磐町 293	6,310	芦別市	学校跡地	○	○	○	○	○	○
	32	常磐ふるさと公園	常磐町 554	11,975	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
黄金 豊岡 新城	33	黄金多目的研修センター 駐車場	黄金町 638	681	芦別市	駐車場	○	○	○	○	○	○
	34	新城多目的研修センター 駐車場	新城町 186	616	芦別市	駐車場	○	○	○	○	○	○
	35	カデミアンコート公園	黄金町 731 番地外	448,551	芦別市	普通公園	○	○	○	○	○	○
西芦別	36	旧西芦別小学校 グランド	西芦別町 1	13,076	私有地	学校跡地	○	○	○	○	○	○
	37	西芦別中央公園	西芦別町 1	12,856	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	38	青葉二条公園	西芦別町 87	2,810	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	39	北日本多目的センター 駐車場	西芦別町 43	2,700	北日本精機 (株)	駐車場	○	○	○	○	○	○
頼城	40	緑泉公園	緑泉町 5-1	16,650	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	41	頼城公園	頼城町 4	2,190	芦別市	都市公園	○	○	×	○	○	○
	42	頼城仲町公園	頼城町 4	5,175	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	43	頼城多目的研修センター 広場	頼城町 4	3,306	芦別市	公共施設 敷地	○	○	○	○	○	○
	44	星槎国際高校 芦別スクーリングセンター グランド	緑泉町 5	11,488	学校法人 国際学園	学 校	○	○	×	○	○	○
	45	西芦別浄水場敷地	頼城町 125	810	芦別市	公共施設 敷地	○	○	○	○	○	○
上芦別	46	上芦別小学校 グランド	上芦別町 79	16,550	芦別市	学 校	○	○	○	○	○	○
	47	啓成中学校 グランド	上芦別町 263-1	10,740	芦別市	学 校	○	○	○	○	○	○
	48	上芦別三条公園	上芦別町 199-11	2,177	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	49	ひかり公園	上芦別町 537	2,317	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	50	上芦別球場	上芦別町 199	11,320	芦別市	社会体育 施設	○	○	○	○	○	○
	51	啓南公園	上芦別町 30	7,485	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	×
	52	滝の里公園	上芦別町 73	3,170	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	53	星んこ公園	上芦別町 94	1,726	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	54	西山公園	上芦別町 105-345	2,026	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	55	ふるさと公園	上芦別町 118-5	15,158	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
	56	あかね公園	上芦別町 30	11,975	芦別市	都市公園	○	○	○	○	○	○
野花南	57	上芦別公園	野花南町 196 上芦別町	62,402	芦別市	自然公園	○	○	○	○	○	○
			201 番地外 空知川河川敷	49,622		都市公園						
野花南	58	野花南農村公園	野花南町 977-1	8,516	芦別市	普通公園	○	○	○	○	○	○
滝 里	59	滝里ダム防災施設 駐車場	滝里町 288	40,800	滝里ダム 管理支所	駐車場	○	○	○	○	○	○

3 指定避難所

地区	No	施設名	収容人員(人)	管理者等	電話番号	災害別の指定					
						地震	洪水	土石流	崖崩れ	地滑り	大規模火災
本町 高根 旭	1	芦別高校	400	北海道	22-2645	○	○	○	○	○	×
	2	芦別小学校	450	芦別市	22-2573	○	○	○	○	○	×
	3	芦別中学校	450	芦別市	24-2111	○	○	○	○	○	×
	4	市民会館・青年センター	350	芦別市	22-3110	○	○	○	○	○	×
	5	こどもセンター	200	芦別市	24-2777	○	○	○	○	○	×
	6	勤労者体育センター	250	芦別市	23-1130	○	○	○	○	○	×
	7	あけぼの団地集会所	55	芦別市	23-0893	○	○	○	○	○	×
	8	本町地区生活館	50	芦別市	22-2572	○	○	○	○	○	×
	9	星槎国際高校	300	学校法人 国際学園	24-6101	○	○	×	○	○	×
	10	旭町内会館	15	旭町町内会	22-0674	○	○	○	○	○	×
	11	道営住宅 であえーる緑幸団地集会所	40	北海道	22-5712	○	○	○	○	○	×
	12	道の駅スタープラザ芦別	40	北海道	23-1437	○	○	○	○	○	×
常磐	13	常磐多目的研修センター	50	芦別市	22-0321	○	○	○	○	○	×
福住	14	福住町内会館	20	福住町内会	23-0929			○	○	○	×
黄金 豊岡 新城	15	黄金多目的研修センター	50	芦別市	28-2907	○	○	○	○	○	×
	16	新城多目的研修センター	50	芦別市	28-2022		○	○	○	○	×
旭町油谷	17	スターライトホテル 油谷体育館	100	芦別市	23-1155	○	○	○	×	○	×
西芦別	18	北日本多目的センター	80	北日本精機(株)	25-6006	○	○	○	○	○	×
頼城	19	星槎大学	450	学校法人 国際学園	23-2240	×	○	×	○	○	×
	20	頼城多目的研修センター	90	芦別市	25-4446		○	○	○	○	×
	21	西芦別浄水場	50	芦別市	25-5370	○	○	○	○	○	×
	22	川岸町内会館	20	川岸町内会	25-5370		○	○	○	○	×
上芦別	23	総合体育館	1400	芦別市	24-2525	○	○	○	○	○	×
	24	上芦別小学校	450	芦別市	22-4021	○	○	○	○	○	×
	25	上芦別生活館	50	芦別市	22-4347	×	○	○	○	○	×
	26	啓南多目的研修センター	50	芦別市	22-5062	○	○	○	○	○	×
	27	上芦別多目的研修センター	50	芦別市	22-8940	○	○	○	○	○	×
	28	上芦別第5町内会館	30	第5町内会	22-5492	×	○	○	○	○	×
	29	上芦別第7町内会館	20	第7町内会	22-4525	×	○	○	○	○	×
	30	ひぐらし研修センター	50	芦別市	23-0510	○	○	○	○	○	×
	31	北日本自動車大学校	150	学校法人土岐学園	22-3811	○	○	○	○	○	×
	32	宿泊交流センター1号館	50	芦別市	24-2525	×	○	○	○	○	×
	33	宿泊交流センター2号館	80	芦別市	24-2525	○	○	○	○	○	×
野花南	34	野花南生活改善センター	70	芦別市	27-3169	×	○	○	○	○	×
滝里	35	滝里ダム防災施設	200	滝里ダム管理支所	27-3939	○	○	○	○	○	×
泉	36	島ノ下会館	72	富良野市	0167 39-2300	○	○	○	○	○	×

※各町内会が所有する町内会館の設置は、耐震化基準年の昭和56年以前に設置された施設である。

※学校関係施設は耐震化済

※島ノ下会館：「災害時の避難所利用に関する協定(平成26年12月25日)」を富良野市と締結

4 指定福祉避難所

No	施設名	収容人員 (人)	施設区分	管理者等	電話番号	災害別の指定					
						地震	洪水	土石流	崖崩れ	地滑り	大規模 火災
1	総合福祉センター (通所系)	100	福祉施設	芦別市	22-8860	○	○	○	○	○	○
2	保健福祉施設すばる (入所系)	30	保健福祉施設	芦別市	22-1816	○	○	○	○	○	○
3	ケアハウスあしべつ (入所系)	20	ケアハウス	社会福祉法人 芦別白光舎	24-6600	○	○	○	○	○	○
4	特別養護老人ホーム 芦別慈恵園 (入所系)	20	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人 芦別慈恵園	22-2566	○	○	○	○	○	○
5	芦別慈恵園 デイサービスセンター (通所系)	20	介護通所施設	社会福祉法人 芦別慈恵園	23-2220	○	○	○	○	○	○

〔 通信・輸送 〕

○ 資料 2 2 ヘリコプター発着可能地点

地 区	番号	施設名	所在地	広 さ	管理者等	電話番号
本 町	1	芦別高等学校グラウンド	本町40	100m×100m	芦別高校	22-2645
	2	星槎国際高校グラウンド	北7条西5丁目	100m×100m	星槎国際高校	24-6101
	3	芦別小学校グラウンド	北2条東1丁目	100m×80m	芦別市 (芦別小学校)	22-2573
	4	芦別中学校グラウンド	北6条東1丁目	100m×90m	芦別市 (芦別中学校)	24-2111
旭	5	芦別市民運動場	旭町55	100m×100m	芦別市	24-2525
旭町油谷	6	健民センターグラウンド	旭町油谷1	100m×80m	芦別市	23-1155
新 城	7	旧新城小学校グラウンド	新城町185	70m×70m	芦別市	27-7081
上芦別	8	なまこ山総合運動公園駐車場	上芦別町6	100m×80m	芦別市	24-2525
	9	啓成中学校グラウンド	上芦別町263	100m×80m	芦別市 (啓成中学校)	22-4141
	10	上芦別小学校グラウンド	上芦別町79	100m×90m	芦別市 (上芦別小学校)	22-4021
	11	北日本自動車大学校 (自動車テストコース)	上芦別町118	140m×20m	北日本自動車 大学校	22-3811
	12	上芦別球場	上芦別町199	90m×90m	芦別市	24-2525
西芦別	13	旧西芦別小学校グラウンド	西芦別町11	100m×100m	北日本精機(株)	22-1250
頼 城	14	星槎大学グラウンド	緑泉町5	100m×100m	星槎大学	23-2240
	15	星槎国際高校スクリーニングセンター グラウンド	緑泉町47	100m×100m	星槎国際高校	24-6101
	16	頼城多目的研修センター広場	頼城町1	70m×70m	芦別市	24-2525
滝 里	17	滝里ダム下流公園	滝里町683	30m×20m	空知川河川事務所 滝里ダム管理支所	22-4111

○ 資料 2 3 市有車両

所 属	車 種	台数	備 考
総務防災課総務係	乗用車	4台	
	軽自動車	1台	
総務防災課総務係 (車両センター)	乗用車	2台	中型1台、マイクロ1台
	ワゴン車	2台	
	バス	2台	
	トラック	1台	
税務課納税係	軽自動車	1台	
市民課生活交通係	ワゴン車	1台	
市民課環境衛生係	ライトバン	1台	
	軽自動車	1台	
健康推進課健康推進係	軽自動車	2台	
介護高齢課介護保険係	軽自動車	2台	
	ライトバン	1台	
介護高齢課地域包括支援係	軽自動車	4台	
	ライトバン	3台	
福祉課地域福祉係	ライトバン	1台	日赤事務所所有
福祉課保護係	軽自動車	1台	
児童課(子どもセンター)	軽自動車	2台	
農林課林務係	乗用車	1台	
農林課農政係	軽自動車	1台	
都市建設課土木係	乗用車	2台	除排雪車両 除排雪車両 除排雪車両 除排雪車両
	トラックグレーダー	3台	
	シャベルドーザー	1台	
	タイヤドーザー	3台	
	グレーダー	2台	
	ロータリー	6台	
都市建設課住宅係	軽自動車	1台	
都市建設課建築係	ワゴン車	1台	
上下水道課	軽自動車	1台	
	乗用車	1台	
	ライトバン	1台	
	ワゴン車	1台	
教育委員会	乗用車	2台	
	スクールバス	4台	
学校給食センター	給食配送車	2台	
図書館	移動図書館車	1台	
百年記念館管理係	軽自動車	1台	
総合体育館	軽自動車	1台	
市立芦別病院	乗用車	2台	
	救急車	1台	

○ 資料 2 4 市有車両以外の車両調達先

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(株) 芦別モータース	南 3 条 東 1 丁 目	2 2 - 3 3 3 5	
空知交通 (株)	北 1 条 西 1 丁 目	2 2 - 3 1 6 6	
新栄運輸 (株)	新 城 町 1 8 6	2 8 - 2 3 5 7	
しづえ運輸 (株)	上 芦 別 町 9 4	2 3 - 1 1 1 9	

○ 資料 2 5 車両用燃料の主な調達先

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(株) 芦別モータース給油所	南 3 条 東 2 丁 目	2 2 - 2 7 9 2	
E N E O S 芦別給油所	北 4 条 東 1 丁 目	2 2 - 2 1 8 1	
林商事芦別給油所	北 6 条 西 1 丁 目	2 2 - 3 3 4 4	
ホクレン芦別給油所	北 5 条 西 1 丁 目	2 2 - 5 5 3 5	
日伸暖房 (有) 給油所	北 7 条 西 5 丁 目	2 2 - 1 2 9 7	
E N E O S 上 芦 S S (北村商店)	上 芦 別 町 1 5 7	2 2 - 4 0 4 0	
オカモト(株)セルフ芦別	上 芦 別 町 3 8	2 4 - 2 0 1 0	

○ 資料 2 6 - 1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあたっては 輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局
	氏 名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

○ 資料 2 6 - 2 規制除外車両確認証明書

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
北海道公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあたっては 輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局
	氏 名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備 考		

○ 資料 2 7 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 28 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリ、また電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け、消防防災ヘリコプターが運行できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

[応急・復旧]

○ 資料 2 9 被害状況判定基準

被害区分	判 断 基 準
① 人的被害	<p style="text-align: center;">死 者</p> <p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	<p>災害 関連死</p> <p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>
	<p>行 方 不 明</p> <p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	<p>重 傷 者</p> <p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	<p>軽 傷 者</p> <p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自隊治療等）を受け又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	<p>住 家</p> <p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	<p>世 帯</p> <p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	<p>全 壊</p> <p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	<p>半 壊</p> <p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	<p>一 部 破 損</p> <p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがきを除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料30 芦別市指定給水装置工事事業者

業者名	所在地	電話番号
多田建設工業(株)	北2条西2丁目8	22-3357
(株)ドウネン	南1条東1丁目2-5	22-3182
(株)明治	上芦別町215-137	22-8811
(有)大橋設備工業	上芦別町105-154	22-4520
高砂燃料(有)	北2条東1丁目5	22-3406
(有)栄光産業	北5条西1丁目1-18	22-2620

○ 資料 3 1 管路施設調査事業者

調査種別	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
目視調査	(株) 明治	芦別市上芦別町 2 1 5 - 1 3 7	2 2 - 8 8 1 1
	(有) 浄化サービス工業	芦別市南 3 条東 2 丁目 2	2 2 - 4 7 6 8
	(株) 公清企業	札幌市中央区北 1 条東 1 5 丁目 1 4 0	011-221-8881
	(株) TMS 工業	札幌市東区伏古 8 条 2 丁目 5 - 1 9	011-788-1250
T V 調査	(株) 公清企業	札幌市中央区北 1 条東 1 5 丁目 1 4 0	011-221-8881
	(株) TMS 工業	札幌市東区伏古 8 条 2 丁目 5 - 1 9	011-788-1250
清掃会社	(株) 明治	芦別市上芦別町 2 1 5 - 1 3 7	2 2 - 8 8 1 1
	(有) 浄化サービス工業	芦別市南 3 条東 2 丁目 2	2 2 - 4 7 6 8
	(株) 公清企業	札幌市中央区北 1 条東 1 5 丁目 1 4 0	011-221-8881
	(株) TMS 工業	札幌市東区伏古 8 条 2 丁目 5 - 1 9	011-788-1250

○ 資料 3 2 下水道排水設備指定工事店

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株) 大橋設備工業	上芦別町 1 0 5 - 1 5 4	2 2 - 4 5 2 0
多田建設工業 (株)	北 2 条西 2 丁目	2 2 - 3 3 5 7
(株) ドウネン	南 1 条東 1 丁目 2 - 5	2 2 - 3 1 8 2
(株) 明治	上芦別町 2 1 5 - 1 3 7	2 2 - 8 8 1 1
(有) 高砂燃料	北 2 条東 1 丁目 5	2 2 - 3 4 0 6

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 3 3 芦別市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 4 日条例第 4 号
改正
平成 11 年 6 月 23 日条例第 18 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号
平成 11 年 3 月 29 日条例第 10 号
平成 13 年 3 月 28 日条例第 1 号
平成 24 年 6 月 18 日条例第 16 号
平成 25 年 12 月 25 日条例第 39 号

（目 的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、芦別市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

（組 織）

第 2 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会教育長
 - (7) 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署長
 - (8) 滝川地区広域消防事務組合芦別消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要があると認めて任命する者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

（所掌事務）

第 3 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芦別市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 2 5 条の規定に基づき、芦別市水防計画の調査審議を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（委 任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年6月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第39号抄）

（施行期間）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○ 資料 3 4 芦別市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 4 日条例第 5 号

改正

平成 8 年 3 月 27 日条例第 8 号

平成 13 年 3 月 28 日条例第 1 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、芦別市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部の設置)

第 2 条 本部に部を置く。

2 部の数及びその名称は、本部長が定める。

第 3 条 部に部長及び部員を置き、本部長が本部員その他の職員のうちからこれを指名する。

(本部長等の職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、上司の命を受けて、その所掌事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

4 部員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 27 日条例第 8 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する

○ 資料 3 5 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委 任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、八雲町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合 渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合 日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市 恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合 岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合 岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合 南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合 大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合 稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合 紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合 西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合 南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合 根室北部消防事務組合

○ 資料 3 6 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長

他 72 団体

○ 資料 3 7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表により区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

○ 資料 3 8 災害時等における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書

道北市長会構成市である旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市及び富良野市（以下「構成市」という。）は、災害時の相互応援に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時において構成市が相互に協力することにより、迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被害者の救護を図り、もって構成市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の相互応援）

第2条 構成市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、構成市が締結している災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定、北海道広域消防相互応援協定その他災害応援協定に定めるもののほか、この覚書の定めるところにより、他の構成市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（第7条の規定により自主的に出動する場合を含む。以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあつせん
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供又はあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供又はあつせん
- (4) 救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学校及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

（派遣職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、原則として被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。
- (2) 第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処理をとるものとし、被災都市の要請がなくとも明らかに応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応急活動に必要な要員、物資、資機材等を想定し自主的に出動するものとする。

- 2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、この規定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から平成26年4月8日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれからも申し出のないときは、更に5年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に定めない事項については、構成市が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本覚書9通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年4月8日

旭川市 旭川市長

留萌市 留萌市長

稚内市 稚内市長

芦別市 芦別市長

紋別市 紋別市長

士別市 士別市長

名寄市 名寄市長

深川市 深川市長

富良野市 富良野市長

○ 資料 3 9 災害協定締結一覧

令和 4 年 1 2 月 1 日現在

No	区分	協定先	締結日	協定名称
1	行政・ 防災 関係 機関	北海道・北海道市長会 北海道町村会	平成 20 年 6 月 10 日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に 関する協定
2		北海道開発局	平成 22 年 5 月 27 日	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ (札幌開発建設部)
3		道北市長会	平成 25 年 4 月 8 日	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関 する覚書 (旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士 別市、名寄市、深川市、富良野市)
4		中空知 5 市 5 町	平成 28 年 7 月 5 日	中空知 5 市 5 町防災に関する協定 (芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、 奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜 町)
5		陸上自衛隊第 1 1 旅団 第 1 0 普通科連隊	平成 26 年 9 月 18 日	大規模災害時等の連携に関する協定
6		陸上自衛隊滝川駐屯地	平成 26 年 9 月 18 日	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援 に関する協定
7		滝川地区広域消防事務組合	平成 31 年 3 月 1 日	災害発生時における滝川地区広域消防事務組合芦 別消防署庁舎の使用承諾について
8		国土交通省北海道開発局 石狩川開発建設部	平成 18 年 3 月 31 日	滝里ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達 に関する協定
9		北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	令和 4 年 3 月 2 日	大規模災害時における相互協力に関する基本協定
10		東日本電信電話株式会社 北海道事業部	令和 4 年 11 月 7 日	大規模災害時における相互協力に関する基本協定
11	応急 対策 関係	芦別建設業協会	平成 18 年 6 月 1 日	芦別市所管公共土木施設における災害時の協力体 制に関する実施協定
12		一般社団法人 芦別青年会議所	平成 26 年 9 月 1 日	災害時及び防災活動に関する協力協定
13		一般社団法人 日本ムービングハウス協会	令和 4 年 4 月 15 日	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅） の建設に関する協定
14		一般社団法人 日本福祉用具供給協会	令和 4 年 10 月 20 日	災害時における福祉用具等の供給等協力に関する 協定
15	飲料 ・ 生活 物資 供給 関係	北海道コココーラボトリング 株式会社	平成 21 年 10 月 8 日	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協 定
16		株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	平成 29 年 6 月 1 日	災害時における応急生活物資の供給及び店舗の早 期再開に関する協定
17		セブンイレブン芦別中央店	令和 2 年 12 月 10 日	災害時における応急生活物資の確保及び気象情報 の周知に関する協定
18		セブンイレブン芦別北 4 条店	平成 27 年 10 月 26 日	災害時における応急生活物資の確保及び気象情報 の周知に関する協定
19		セブンイレブン上芦別店	平成 27 年 10 月 26 日	災害時における応急生活物資の確保及び気象情報 の周知に関する協定
20	ローソン芦別北 4 条東店	平成 30 年 12 月 3 日	災害時における応急生活物資の確保及び気象情報 の周知に関する協定	

No	区分	協定先	締結日	協定名称
21	飲料・生活物資供給関係	王子コンテナ株式会社 札幌工場	平成 27 年 12 月 4 日	災害時における物資の供給に関する協定
22		株式会社道北アークス	平成 28 年 4 月 5 日	災害時における応急生活物資の確保及び気象情報の周知に関する協定 (ラルズマート芦別店)
23		株式会社ツルハ	平成 29 年 6 月 30 日	災害時における医薬品及び応急生活物資の確保に関する協定
24		イオン北海道株式会社	令和 2 年 3 月 1 日	災害時における応急生活物資の確保に関する協定 (マックスバリュ芦別店)
25		北海道エルピーガス災害対策協議会	平成 22 年 8 月 17 日	災害等の発生時における芦別市と北海道 L P ガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
26		空知地方石油業協同組合	平成 26 年 12 月 4 日	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (林商事(有)、(株)北村商店、(株)芦別モータース)
27	物資輸送関係	札幌地区トラック協会滝川支部	平成 27 年 10 月 20 日	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定
28	作業機器関係	株式会社 共成レンテム滝川営業所	平成 29 年 1 月 10 日	災害時における機器の確保に関する協定
29		国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部	令和 4 年 3 月 11 日	「道の駅 防災用備蓄資機材」に関する協定
30	上下水道関係	芦別設備協会	平成 30 年 11 月 1 日	災害時における応急活動の協力及び資機材の活用に関する協定
31	情報関係	日本郵便局株式会社 北海道支社	平成 26 年 3 月 20 日	災害発生時における芦別市と芦別郵便局の協力に関する協定 (芦別郵便局・市内郵便局)
32		芦別市無線赤十字奉仕団	平成 28 年 2 月 3 日	災害時における情報収集等の協力に関する協定
33		ヤフー株式会社	令和元年 7 月 1 日	災害に係る情報発信等に関する協定
34		株式会社ゼンリン	令和元年 10 月 2 日	災害対策本部を設置した場合におけるゼンリン地図の提供及び複写許可並びに平時から使用できる芦別市全域地図の提供及び Z N E T の利用
35	快適なまちづくり	日本郵便(株) 芦別市内郵便局	平成 30 年 1 月 29 日	包括的連携に関する協定
36	医療救護関係	中空知地区・医師会 (赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町・芦別市医師会・赤平市医師会・滝川市医師会・空知医師会長・空知歯科医師会長・道薬剤師会北空知支部長)	昭和 62 年 6 月 2 日	中空知地域救急医療相互応援協定書
37	ボランティア関係	社会福祉法人 芦別市社会福祉協議会	平成 30 年 4 月 1 日	災害時におけるボランティア活動に関する協定
38	避難所関係	富良野市	平成 26 年 12 月 25 日	災害時の避難所利用に関する協定 (島の下会館)
39		北日本精機株式会社	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における避難所等としての使用に関する協定 (北日本多目的センター)
40		北海道芦別高等学校	平成 27 年 5 月 13 日	災害時における避難所等としての使用に関する協定

No	区分	協定先	締結日	協定名称
41	避難所 関係	北海道（空知総合振興局札幌建設 管理部建設行政室建設指導課）	平成 29 年 12 月 11 日	道営住宅であえーる緑幸団地集会所を指定避難 所とするにあたっての確認書
42		学校法人土岐学園	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における避難所等としての使用に関する 協定 （北日本自動車大学校）
43		学校法人国際学園	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における避難所等としての使用に関する 協定 （星槎国際高等学校）
44		学校法人国際学園	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における避難所等としての使用に関する 協定 （星槎大学）
45		福住町町内会	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における指定避難所としての使用に関す る協定 （福住町町内会館）
46		上芦別町第 5 町内会	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における指定避難所としての使用に関す る協定 （上芦別町第 5 町内会館）
47		上芦別町第 7 町内会	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における指定避難所としての使用に関す る協定 （上芦別町第 7 町内会館）
48		川岸町内会	平成 27 年 3 月 25 日	災害時における指定避難所としての使用に関す る協定 （川岸町内会館）
49		旭町内会	平成 29 年 3 月 8 日	災害時における指定避難所としての使用に関す る協定 （旭町内会館）
50		社会福祉法人芦別白光舎	平成 27 年 3 月 25 日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関 する協定 （ケアハウスあしべつ）
51		社会福祉法人芦別慈恵園	平成 27 年 3 月 25 日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関 する協定 （特別養護老人ホーム芦別慈恵園） （芦別慈恵園デイサービスセンター）
52		社会福祉法人 芦別市社会福祉協議会	平成 27 年 3 月 25 日	災害発生時における福祉避難所設置運営の協力 に関する協定 （総合福祉センター）
53		社会福祉法人 芦別市社会福祉事業団	平成 27 年 3 月 25 日	災害発生時における福祉避難所設置運営の協力 に関する協定 （保健福祉施設すばる）
54		国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部	令和 2 年 9 月 8 日	災害時における「道の駅スタープラザ芦別」の 防災拠点化に関する協定
55		株式会社 芦別スターライトホテル	令和 3 年 6 月 22 日	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
56	寄附金 支援 関係	株式会社さとふる	令和 3 年 1 月 15 日	災害時支援業務（協定書、契約約款、本システム 利用に係る特記事項）
57	健康 増進等 関係	大塚製薬株式会社	令和 3 年 1 月 13 日	芦別市と大塚製薬（株）との健康増進に関する 包括連携協定

〔 様式 〕

○ 様式1 動員可能者数調書

動員可能者数調書

部 名	班 名	人 員		
		男	女	計
部	班	人	人	人
	班			
	班			
	班			
	班			
計				

○ 様式2 予報、警報、情報受理票

予報、警報、情報受理票

報告時間	年 月 日 時 分	発(受)時間	年 月 日 時 分
発信機関		受信機関	
発 信 者		受信者	危機対策係 氏 名
			警備員 氏 名
受 理 事 項	(略号)	(訳文)	
処 理 て ん 末			

○ 様式3-1 災害情報報告票

災害情報報告票

本部 (総務部)	市長	副市長	総務部長	総務部次長	危機対策係長	危機対策係	所管部	部長	課長	係長	係	
受信日時		年 月 日 時 分				受理者職氏名 ㊟						
情報提供者	住所 (所属)						氏名					
	所在地						連絡先					
情報の概要	災害発生 (予想) 場所	条 丁目 番地 (※位置図を添付するなど具体的に)										
	災害発生 (予想) 日時	月 日 時 分				発生 発生見込						
	発生原因、被害 状況、応急措置、 対応要領、避難 状況、交通状況 等具体的に記載 すること											
所管部の対応要領												
本部 (総務部) の指示	指示先						指示日時	月 日 時 分				
	指示事項											

※1 災害時において、住民等から災害に関する情報を受けた場合は、本票にその概要を記載し、直ちに本部（総務部）へ報告しなければならない。

※2 本部（総務部）において指示する事項がある場合には、本票にその内容を記載し、写しを所管部へ配布するものとする。

○ 各部長は、本部から災害情報に関して指示があったときは、必要な処理を行い、「様式3-2 指示事項処理報告書」により、直ちに本部（総務部）へ報告しなければならない。

○ 様式3-2 指示処理事項報告書

指示事項処理報告書

本部 (総務部)	市長	副市長	総務部長	総務部次長	危機対策 係長	危機対策係	所管部	部長	課長	係長	係
指示日時		年 月 日 時 分					指示者職氏名 ㊟				
指示事項											
指示先											
処理内容											
所管部の対応要領	年 月 日 時 分										
本部（総務部）への 報告日時	年 月 日 時 分										

※1 本部（総務部）から災害情報に関して指示（様式3-1「災害情報報告票」）の写しの配布があったときは、必要な処置を行うとともに、本票にその内容を記載し、直ちに本部（総務部）へ報告しなければならない。

※2 各部長は、災害が発生したときは、所管に係る被害状況を調査し、災害情報（様式4「災害情報」）及び被害状況報告（様式5「被害状況報告（速報 中間 最終）」）により、直ちに本部（総務部）へ報告しなければならない。

○ 空知総合振興局への被害状況等の報告

災害が発生した場合は、市長は災害対策基本法第53条の規定に基づき、様式5「被害状況報告（速報 中間 最終）」により、知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

○ 様式4 災害情報

災 害 情 報

報告日時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (総合振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)	
発生場所			
発生日時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風速		
	その他		
ライフライン関係の状況	道路		
	鉄道		
	電話		
	水道 (飲料水)		
	電気		
	その他		
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯
	(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		高齢者等避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
		その他（住民等）		名			
計			名				
その他	(今後の見通し等)						

○ 様式5 被害状況報告(速報 中間 最終)

被害状況報告 (速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人				海岸	箇所			
	行方不明	人				砂防設備	箇所			
	重傷	人				地すべり	箇所			
	軽傷	人				急傾斜地	箇所			
計	人			道路		箇所				
② 住家被害	全壊	棟				市町村工事	橋梁	箇所		
		世帯					小計	箇所		
		人					河川	箇所		
	半壊	棟				道路	箇所			
		世帯				橋梁	箇所			
		人				小計	箇所			
	一部破損	棟				港湾	箇所			
		世帯				漁港	箇所			
	床上浸水	棟				下水道	箇所			
		世帯			公園	箇所				
		人			崖くずれ	箇所				
	床下浸水	棟			計	箇所				
世帯				⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
人					破損	隻				
棟					計	隻				
世帯			漁港施設	箇所						
人			共同利用施設	箇所						
計	棟			その他施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		漁具(網)	件				
		その他	棟		水産製品	件				
	半壊	公共建物	棟		その他	件				
		その他	棟		計					
	計	棟			道有林	林地	箇所			
	その他	棟			治山施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	湖・堰等	ha						
			浸冠水	ha						
		畑	湖・堰等	ha			林道	箇所		
			浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha			その他	箇所			
		畑	ha			小計	箇所			
	農業用施設	箇所			一般民有林	林地	箇所			
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所			
	営農施設	箇所				林道	箇所			
	畜産施設	箇所				林産物	箇所			
	その他	箇所				その他	箇所			
	計				小計	箇所				
				計	箇所					

項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公立	箇所	⑫社会福祉施設 等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	計	箇所		
		し尿処理	箇所				
	火葬場	箇所					
	計	箇所					
⑨ 商工 被害	商 業	件		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	その他	件			被害船舶 <small>(離陸除く)</small>	隻	
	計	件			空 港	箇所	
⑩ 公立学校 施設被害	小学校	箇所			水 道	戸	
	中学校	箇所			電 話	回線	
	高校	箇所			電 気	戸	
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	
	計	箇所			ブロック塀	箇所	
公立施設被害市町村数	団体		被害総額				
罹災世帯数	世帯		火災 発生	建 物	件		
罹災者数	人			危険物	件		
消防職員出動延人数	人			その他	件		
			消防団員出動延人数	人			
災害対 策本部 の設置 状況	道 (総合振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料 (※別様で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

※資料：北海道地域防災計画 資料編

○ 様式6-1 避難所収容台帳

避難所（ 日 時 分開設）

管理者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
計（ 日間）						

注1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事」欄に記入すること。

2 「物品の使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

○ 様式6-2 避難者名簿

避 難 者 名 簿

居住区	
所属町内会	
所属区班	

避難年月日	年 月 日 ()	居住の可否	
フリガナ氏名		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 被害なし (半壊・一部損壊の場合) <input type="checkbox"/> 痕泊まりできる <input type="checkbox"/> 痕泊まりできない <input type="checkbox"/> わからない <input checked="" type="checkbox"/> 断水 <input checked="" type="checkbox"/> 停電 <input checked="" type="checkbox"/> 電話不通 <input type="checkbox"/> ガス停止	
住所	車種	単種	ナンバー
電話番号	ペット	有 (種類:)	無
緊急連絡先	氏名	住所	電話番号

家族構成	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業 勤務先 学校・学年	資格・ 特技等	配慮の区分				安否確認		現在痕泊まりしている場所 (避難所、自宅、親類宅ほか)			
								要介護高齢者	障がい者	妊産婦	その他	無事	不明		死亡		
		世帯主															

避難者一覧掲示・公開 同意する 同意しない

●避難所生活で配慮に期待すること。
 (※記入例：通院治療・服薬の有無、各種障がい者手帳の所持、福祉サービスの利用、集団生活の不安、避難所において希望することなど)

○ 様式6-4 被災者台帳

被災者台帳													
基本情報		その他の情報提供先											
住民票コード	ID	本人同意提供先 1											
個人番号		提供先 1 への提供日時											
氏名	生年月日	本人同意提供先 2											
氏名〔カタカナ〕		提供先 2 への提供日時											
住所又は居所	年齢	性別	職業	死亡	軽傷	重傷	行方不明	本人同意提供先 3					
電話番号								提供先 3 への提供日時					
メールアドレス	FAX番号	本人同意提供先 4											
避難先		提供先 4 への提供日時											
世帯構成													
氏名	性別	生年月日	年齢	職業	死亡	軽傷	重傷	行方不明	備考				
住家の被害状況													
全壊・半壊・全焼・半焼・流出													
住家の被害													
床上浸水・床下浸水・一部破損・土砂流入有無													
家屋被害調査状況													
建物種別		戸建・集合住宅		罹災証明書の交付日		北海道への提供		提供市町村名					
						有・無		有・無					
その他の被害		物件所在地		罹災証明書の交付日		北海道への提供		他の市町村への提供日					
						有・無							
						有・無							
						有・無							
被災者支援関係													
第一次調査結果		第二次調査結果		再調査結果		被災者生活支援金申請状況		義援金支給状況					
見舞金申請状況		見舞金申請日		見舞金申請日		有・無		有・無					
第二次調査申請日		第二次調査申請日		第二次調査申請日		被災者生活支援金申請状況		被災者生活支援金申請日					
第二次調査実施日		第二次調査実施日		第二次調査実施日		被災者生活支援金申請状況		被災者生活支援金申請日					
第三次調査申請日		第三次調査申請日		第三次調査申請日		被災者生活支援金申請状況		被災者生活支援金申請日					
第三次調査実施日		第三次調査実施日		第三次調査実施日		被災者生活支援金申請状況		被災者生活支援金申請日					

○ 様式7 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

芦 別 市

月 日	単 位	摘 要	受	払	残	備 考
計						

注1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。

2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

3 「計」欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 様式8 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

芦別市

避難所の名称	避難地域	種別	開設期間	実人員 (人)	延人員 (人)	備考
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
計						

注 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に区分すること。

○ 様式9 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

芦別市

炊き出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 (円)	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

注 「備考」欄には、給食内容を記入すること。

○ 様式10 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL	FAX					
災害の 状況・ 派遣 理由	覚知	年 月 時 分							
	災害発生日時	年 月 時 分							
	災害発生場所	(住所)							
	災害発生状況 ・ 措置状況	(座標) 北緯		東経					
希望する活動内容		情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他 ()							
離着陸場の状況		離着陸場名							
		警戒隊呼出名称							
		特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物、積雪等)ほか)						
傷病者 搬送先病院					救急自動車 呼出名称				
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他 ()						
		航空機活動	有 ・ 無						
指揮本部連絡方法		(機関名)			(職・氏名)				
無線連絡方法		(無線呼出名称)			(電話番号)				
その他参考 となる事項									
搭 乗	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

資料 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

○ 様式 1 1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 月 号
年 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
離着陸場								
傷病者の搬送先								
災害発生状況 ・ 措置状況								
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)								
その他参考と なる事項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢

資料 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領

○ 様式 12 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話		F A X		
担当課・職・氏名	職名		氏名		
2 依頼病院名				電話	
所在地				F A X	
担当医師名・科名		科	担当課	氏名	
3 受入病院名				電話	
所在地				F A X	
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
ふりがな	生年月日	年 月 日		歳	
4 患者氏名	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所				感染症：	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名				<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：	月 日
経 過	血圧：		mmHg	脈拍：	回/分
	呼吸：		回/分	体温：	℃
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由：)				
気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ()					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため(治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他(具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由：)
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 8ℓ以上サイズ × (cm)
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

※市町村は第1項～第7項の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※第4項「経過」及び第5項において、欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

○ 様式13 自衛隊災害派遣要請書

	第 号
	年 月 日
空知総合振興局長 様	
	芦別市長 ㊟
災害派遣の要請について	
このことについて、次のとおり のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請します。	
記	
1 災害状況及び派遣を必要とする理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を必要とする区域及び活動内容	
4 派遣部隊が展開できる場所	
5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

○ 様式14 自衛隊災害派遣撤収要請書

	第 号
	年 月 日
空知総合振興局長 様	
	芦別市長 ㊟
災害派遣撤収要請について	
年 月 日付 第 号で要請した災害派遣については、目的を達成した	
たので、次の時刻をもって撤収要請します。	
記	
1 撤収要請日時 年 月 日 時 分	
2 撤収区域	

○ 様式15 病院・診療所医療実施状況

病院・診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		

○ 様式16 助産台帳

助産台帳

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
	月 日 時 分		月 日 ～ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ～ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ～ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ～ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ～ 月 日		

○ 様式17 物資受払簿

物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	市調達分				

注 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入する。

「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入する。

最終行欄に、道からの受入分及び市調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれに金額を記入する。

○ 様式18 物資給与・貸与受領簿

物資給与・貸与受領簿

住宅被害 程度区分	1 全壊（焼） 3 半壊（焼）	2 流失 4 床上（下）浸水	給与（貸与）の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏名

連絡先（避難所・電話番号等）

印

給付（貸与）年月日	品 名	数 量	備 考

沿 革

平成 25 年	4 月 1 日	国及び道の計画改正に伴い「資料編」として作成
平成 28 年	6 月 6 日	一部修正
令和 2 年	4 月 15 日	一部修正
令和 5 年	2 月 24 日	全部修正
令和 6 年	3 月 22 日	一部修正

芦別市地域防災計画書
資料編

発行人 芦別市